

第 1 章 地域福祉活動計画の趣旨

(1) 計画策定の背景と意義

近年、少子高齢化や人口減少の進行により、地域社会を取り巻く環境にも大きな変化を与えています。

また、核家族化の進展や生活課題の多様化・複雑化により社会的な孤立等に陥る人も生じており、地域全体における人々のつながりは希薄化し、特に高齢者や障がい者等で日常生活において支援を必要とする人は厳しい状況におかれています。

さらに地域での支え合い、コミュニティを築く力が失われていくことは、特に災害が発生した場合に相互扶助の力が弱まり、人的被害を増大させることにも繋がります。

こうした中で、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らしていくためには、住民の一人ひとりが互いに他者のことを理解し、助け合い、協力しながら地域でのつながりを築き、これを推進していくことが大切になります。

このため、本市が策定した「村上市地域福祉計画（以下、「市計画」という。）」との整合性を図りながら、地域における課題を見出し、これらを解決するために村上市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）や行政の取り組みだけではなく、住民一人ひとりが主体となって取り組むべき行動等を整理して、今後の地域福祉づくりの指針となる「村上市地域福祉活動計画（以下、「本計画」という。）」を策定するものです。

☆地域福祉計画

社会福祉法第 107 条に定める行政計画であり、地域の課題を地域全体で共有し、地域が主体性を持って解決に向けて取り組み、地域福祉を推進するための方向性を示す計画。本市では、平成 29（2017）年度～平成 33（2021）年度の 5 ヶ年計画として実施しています。

☆地域福祉活動計画

地域福祉の中核的役割を担う社協が事務局を担い、地域住民や関係機関・団体などが相互協力し、役割分担のもとに、地域が抱える生活課題や福祉課題の解決を目指すとともに、福祉のまちづくりへと発展させていくための民間の活動・行動計画。

(2) 計画の主体と対象

本計画は、昨今の地域における様々な課題への解決を図るために、地域住民が主体となって取り組んでいく地域福祉活動の具体的な内容を行政や社協・民間団体、住民が一緒になって策定する計画で、対象は本市で暮らしている全ての住民及び本市で働く方全員です。

(3) 計画の期間

本計画は、第1期計画とし市計画の最終年度に合わせて平成31（2019）年度～平成33（2021）年度までの3カ年としました。

(4) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、地域の実情を反映するため、識見者や社会福祉団体、市民活動を行う団体（区長会、市民生委員児童委員協議会連合会、村上地域老人クラブ連合会、市身体障害者団体連合会）、中学校校長会、行政、公募による住民で構成された策定委員会を設置し、様々な視点から意見をいただき策定しました。

また、社協内部の体制として各課課長で構成するPT（プロジェクトチーム）と係長、主任・介護事業所の代表等による作業部会を設置して相互に意見を交換することで策定体制の確保を図りました。

(5) 計画策定のプロセス

本計画の策定にあたっては、平成28（2016）年度に市計画を策定した際に実施したアンケート調査の集計結果に加え、住民懇談会や関係団体への聴き取り調査から福祉等のニーズ（必要性、住民が求めていること）を把握し、これらを基礎にして計画を策定しました。

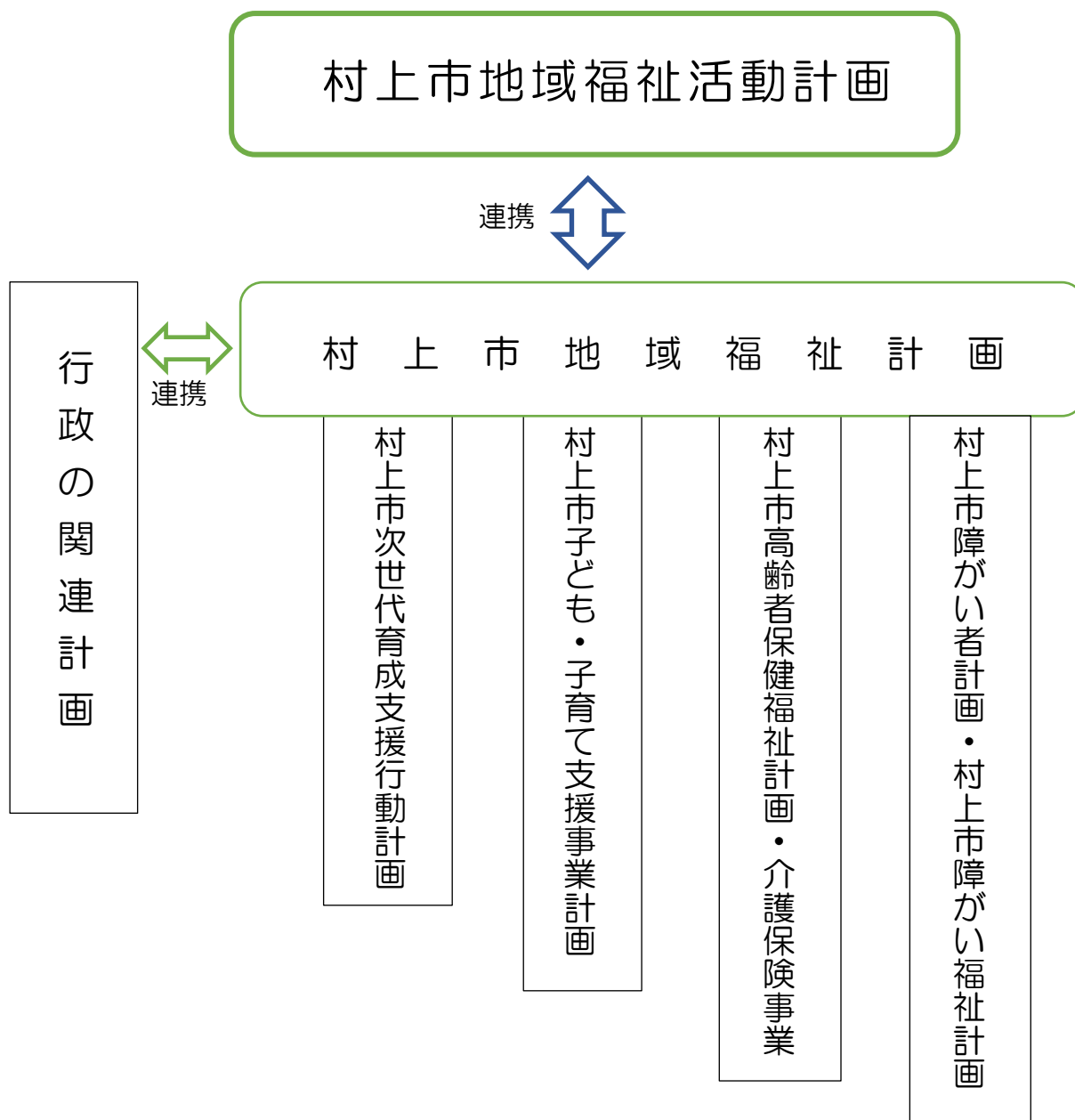
また、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。



(6) 村上市各種行政計画との関係

本計画は、市計画とともに地域福祉全体に関わる総合的な計画であり、高齢者、障がい者、子どもに関する各分野の計画と重なり合う部分があり、今後横断的な地域福祉の取り組みを進めていくためにそれぞれの計画の目標や施策を尊重し、整合性を図りながら推進するものです。

また、本市が策定した「地域防災計画」を始め、「人権教育・啓発推進計画」「第2次教育基本計画」等とも調整・連携を図りながら施策の取り組みを進めていきます。



(7) 計画の推進体制(進捗管理と評価)

計画の推進にあたっては、本計画に掲げた基本目標や実施プランを推進していくために、住民や町内・集落、まちづくり協議会や社会福祉関係・福祉サービス事業者、関連団体及びボランティア団体とも協働すると共に、民生委員児童委員等とも連携を図りながら進めていきます。

なお、計画の進捗管理にあたっては、具体的に実施している施策ごとに進捗管理と評価を行います。

また、計画全体の進捗管理や評価については、今後、進捗状況や評価できる体制を検討していきます。

第2章 データから見る現状と課題

(1) 人口・世帯数から見る現状と課題

①人口の状況

本市の人口は、平成30(2018)年10月1日現在で60,244人です。平成25(2013)年以降減少傾向にあり、平成25(2013)年から平成30(2018)年の5年間で5,226人減少しています。

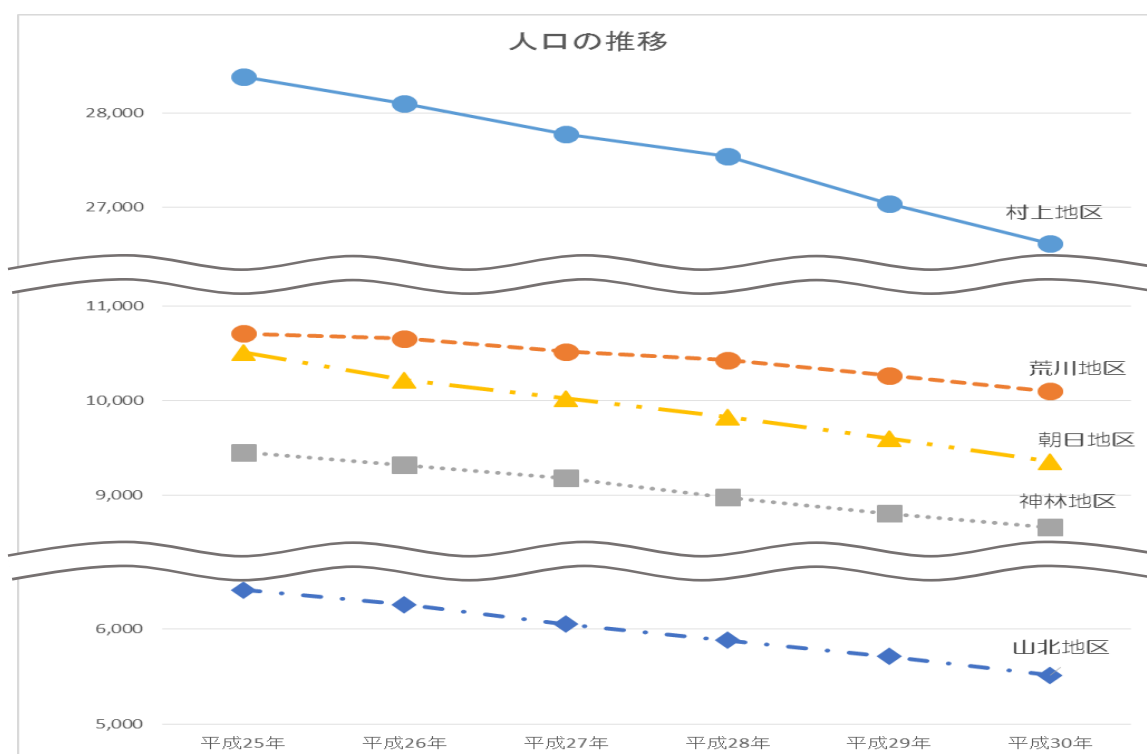
これを地区別にみると、村上地区においては5年間で1,774人、荒川地区で607人、神林地区で792人、朝日地区で1,152人、山北地区が901人減少しており、山北地区及び朝日地区の減少割合がそれぞれ14%、11%と高くなっています。

■人口の推移

(単位：人)

	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
村上地区	28,388	28,102	27,778	27,545	27,042	26,614
荒川地区	10,706	10,655	10,517	10,429	10,266	10,099
神林地区	9,454	9,320	9,179	8,977	8,809	8,662
朝日地区	10,508	10,215	10,020	9,827	9,600	9,356
山北地区	6,414	6,260	6,054	5,883	5,715	5,513
計	65,470	64,552	63,548	62,661	61,432	60,244

資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)



②世帯の状況

本市の世帯数は、平成30（2018）年10月1日現在で22,591世帯となっており、平成28（2016）年まで緩やかな増加傾向にありましたが、平成28（2016）年をピークとしてやや減少しています。1世帯あたりの人員は減少傾向にあり、平成25（2013）年の2.88人から平成30（2018）年には2.67人となっており、核家族化の進展や一人暮らし世帯の増加がうかがえます。

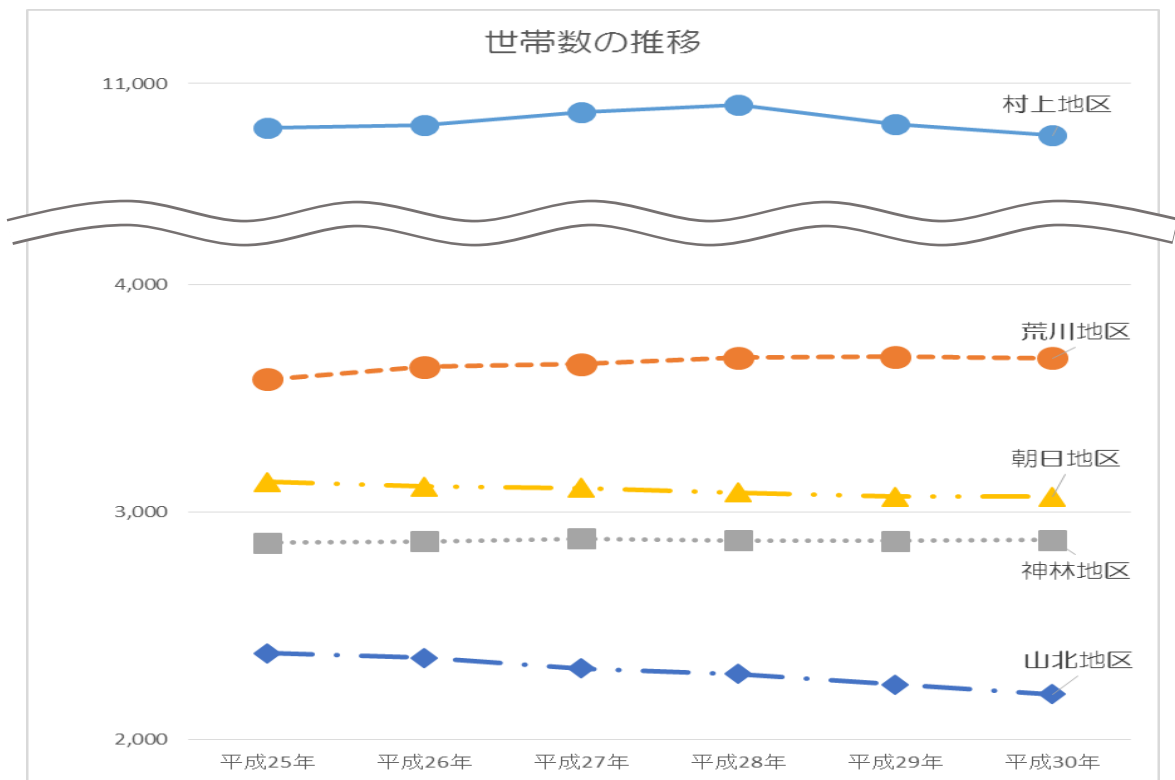
地区別では、荒川地区では平成29（2017）年まで増加して推移しており、村上地区では平成29（2017）年から減少が見られ、神林地区では横ばい、朝日地区、山北地区では平成25（2013）年以降減少して推移しており、特に山北地区での減少割合が大きくなっています（対平成25（2013）年比で7.6%の減少）。

■世帯数の推移

（単位：世帯）

	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
村上地区	10,805	10,817	10,875	10,906	10,823	10,773
荒川地区	3,583	3,637	3,649	3,679	3,683	3,677
神林地区	2,865	2,870	2,882	2,875	2,872	2,877
朝日地区	3,131	3,111	3,106	3,084	3,067	3,066
山北地区	2,379	2,357	2,312	2,287	2,241	2,198
計	22,763	22,792	22,824	22,831	22,686	22,591

資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)



③高齢者人口の状況

本市の65歳以上の高齢者人口は、平成30(2018)年10月1日現在で22,643人となっており、平成25(2013)年との比較で551人(2.5%)の増加となっています。

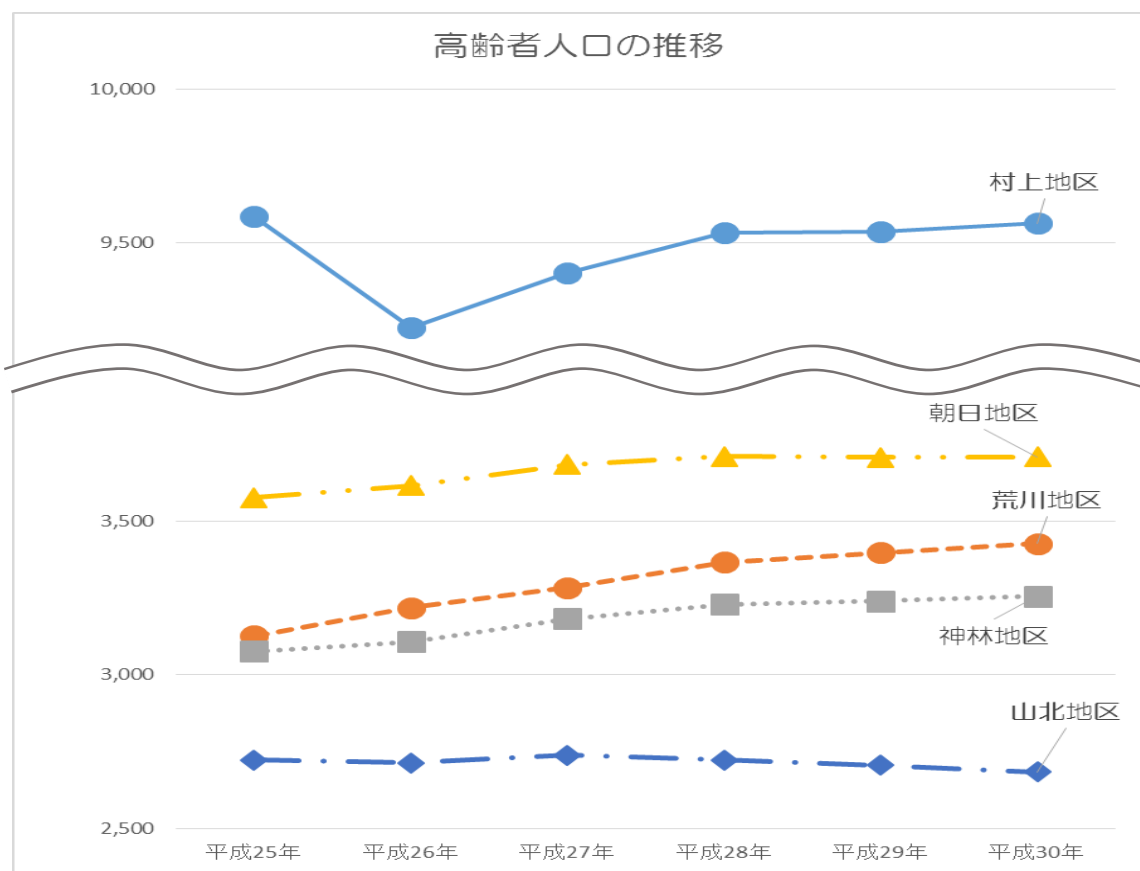
これを地区別にみると、荒川地区が302人(9.7%)、神林地区が180人(5.8%)、朝日地区が132人(3.7%)増加しており、逆に村上地区と山北地区ではそれぞれ24人(0.3%)、39人(1.4%)減少しています。

また、75歳以上の後期高齢者人口も年々増加しており、今後は団塊世代が順次この年齢層に算入されることで後期高齢化率の上昇が見込まれます。

■高齢者人口の推移 (単位：人)

	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
村上地区	9,586	9,224	9,401	9,532	9,535	9,562
荒川地区	3,127	3,219	3,285	3,367	3,398	3,429
神林地区	3,077	3,108	3,183	3,230	3,241	3,257
朝日地区	3,579	3,618	3,686	3,713	3,709	3,711
山北地区	2,723	2,713	2,739	2,723	2,705	2,684
計	22,092	21,882	22,294	22,565	22,588	22,643

資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)



④高齡化率の推移

本市の高齡化率は、平成 28(2018)年 10 月 1 日現在で 37.6%となっており、平成 25(2013)年以降年々高くなっています。

これを地区別にみると、村上地区が 35.9%、荒川地区が 34%、神林地区が 37.6%、朝日地区が 39.7%、山北地区が 48.7%と山北地区の高齡化率が突出して高くなっています。

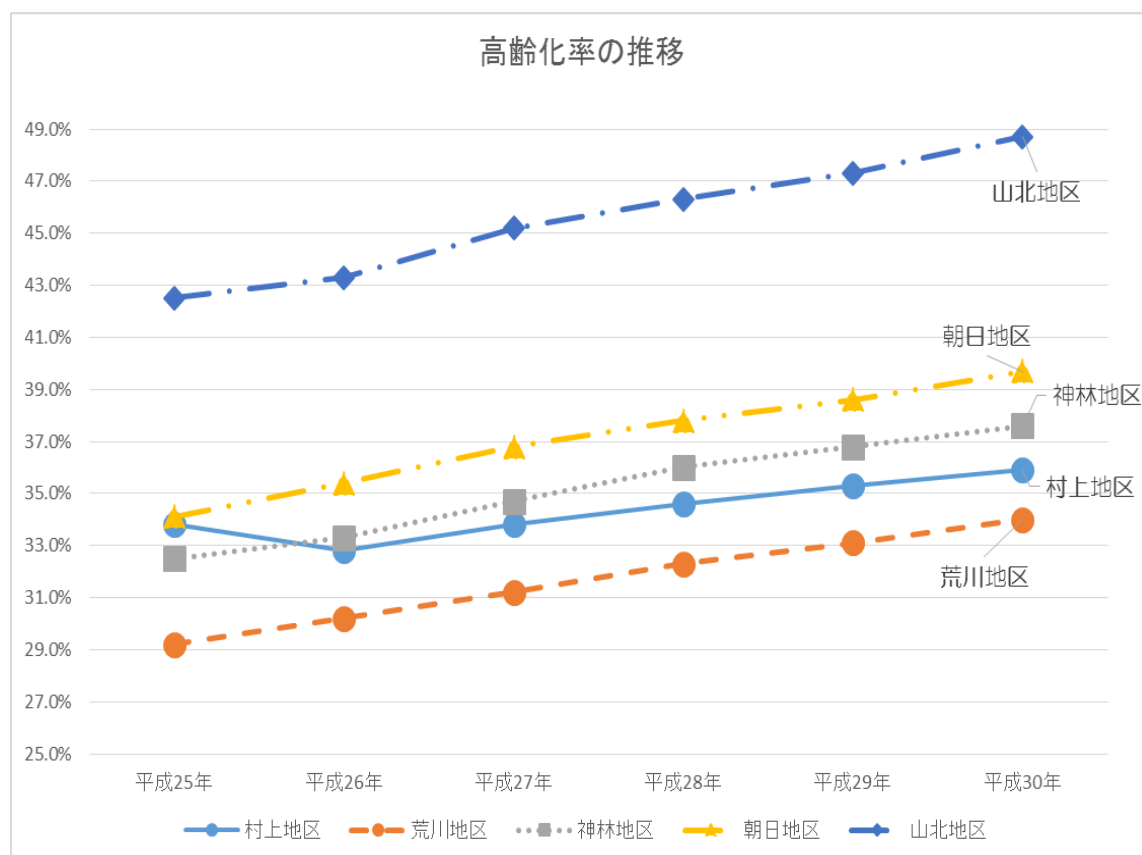
今後、人口減少に伴い生産年齢人口(15~64 歳)の減少も見込まれることで、地域全体で互いに支え合う仕組みづくりを築くことが大きな課題となります。

■高齡化率の推移

(単位：%)

	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)
村上地区	33.8	32.8	33.8	34.6	35.3	35.9
荒川地区	29.2	30.2	31.2	32.3	33.1	34.0
神林地区	32.5	33.3	34.7	36.0	36.8	37.6
朝日地区	34.1	35.4	36.8	37.8	38.6	39.7
山北地区	42.5	43.3	45.2	46.3	47.3	48.7
市全体	33.7	33.9	35.1	36.0	36.8	37.6

資料：住民基本台帳(各年 10 月 1 日現在)



⑤一人暮らし高齢者世帯の状況

本市の一人暮らし高齢者世帯数は、平成30（2018）年4月1日現在で4,195世帯あり、平成25（2013）年との比較で786世帯（23.1%）の増加となっており、年々増加しています。

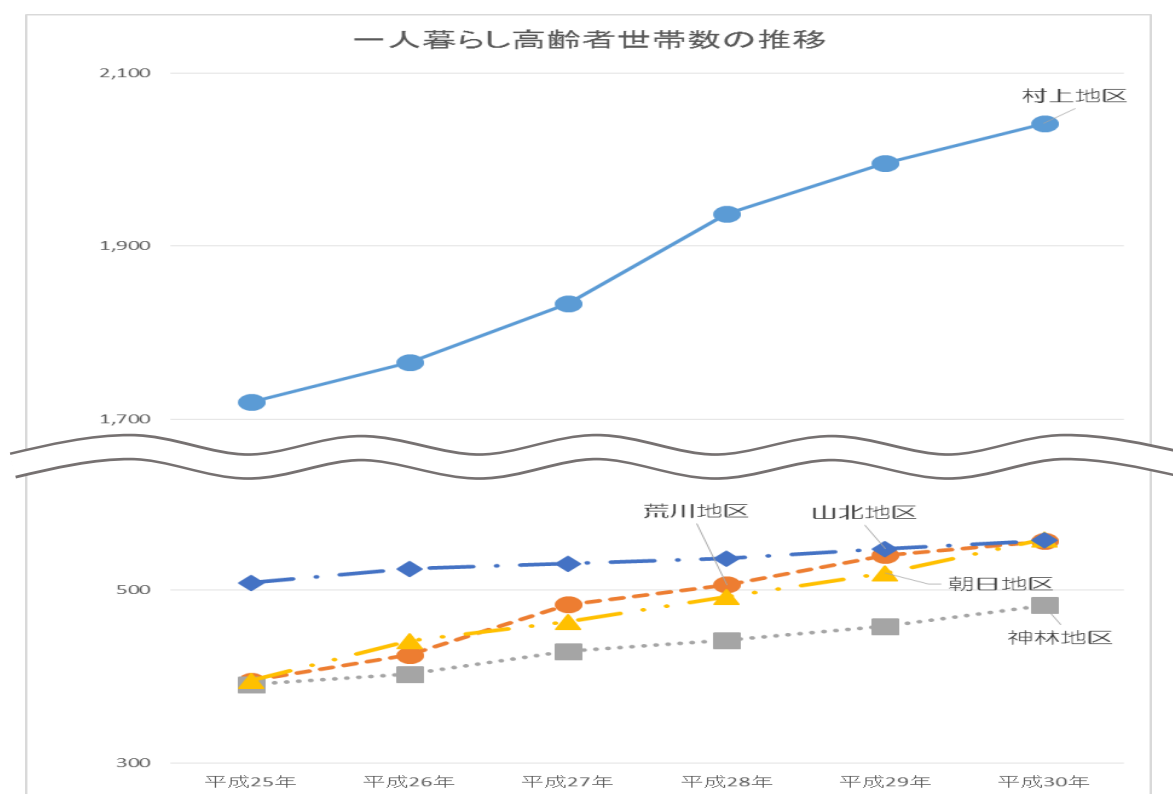
これを地区別にみると、村上地区が322世帯（18.7%）、荒川地区が161世帯（40.8%）、神林地区が91世帯（23.3%）、朝日地区が163世帯（41.3%）、山北地区が49世帯（9.6%）増加しており、特に朝日地区と荒川地区で増加の割合が高くなっています。

このような本市全体の傾向から、今後一人暮らし高齢者に対する見守りや生活を支えるきめ細やかな取り組みが必要と考えられます。

■一人暮らし高齢者世帯数の推移（単位：世帯）

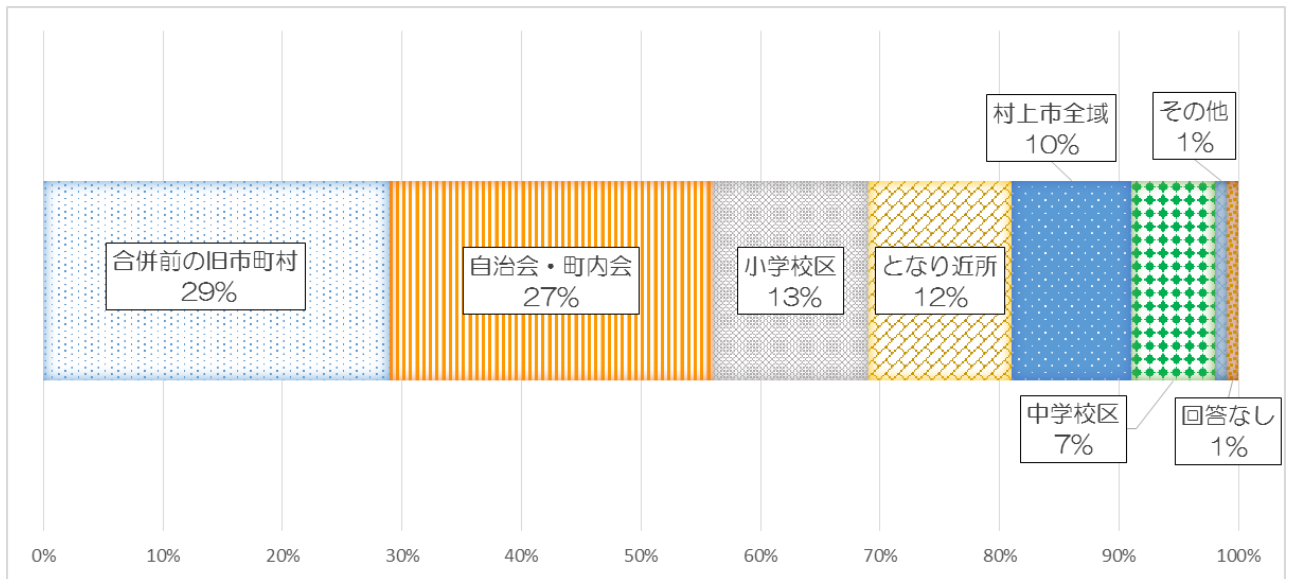
	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
村上地区	1,720	1,766	1,834	1,937	1,996	2,042
荒川地区	395	425	483	506	540	556
神林地区	391	403	429	442	458	482
朝日地区	395	441	463	492	519	558
山北地区	508	524	530	536	547	557
計	3,409	3,559	3,739	3,913	4,060	4,195

資料：村上市の福祉と保健（各年4月1日現在）

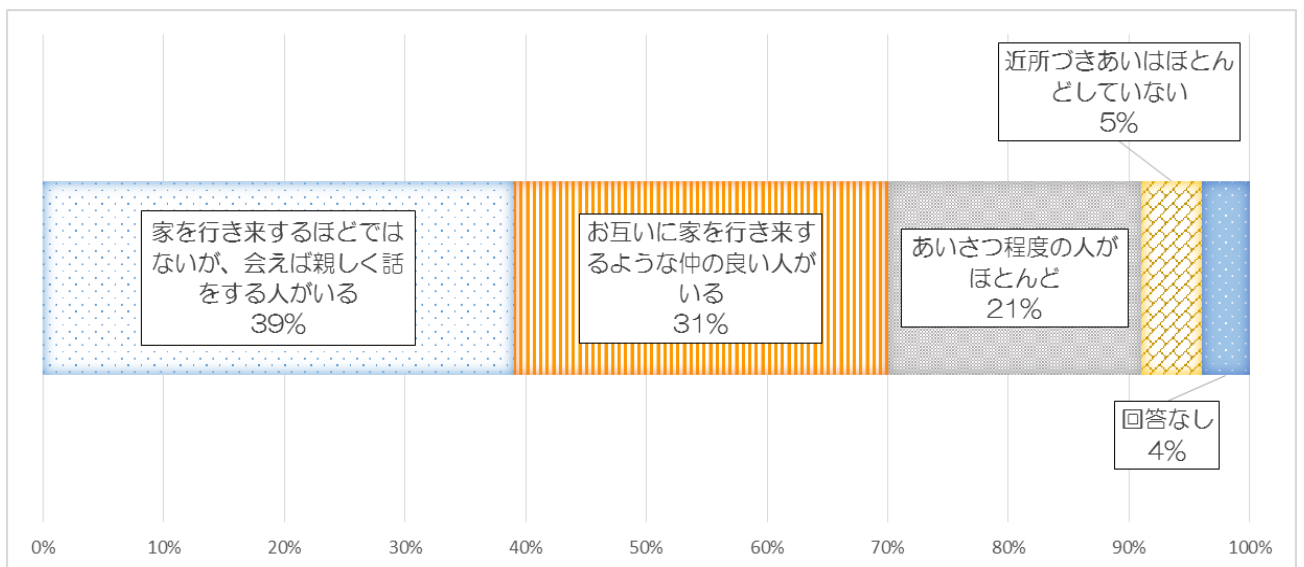


(2) 市計画から見る地域の現状と課題 (資料：村上市地域福祉計画から抜粋)

①あなたにとって「地域」と感じるのはどのくらいの範囲ですか？



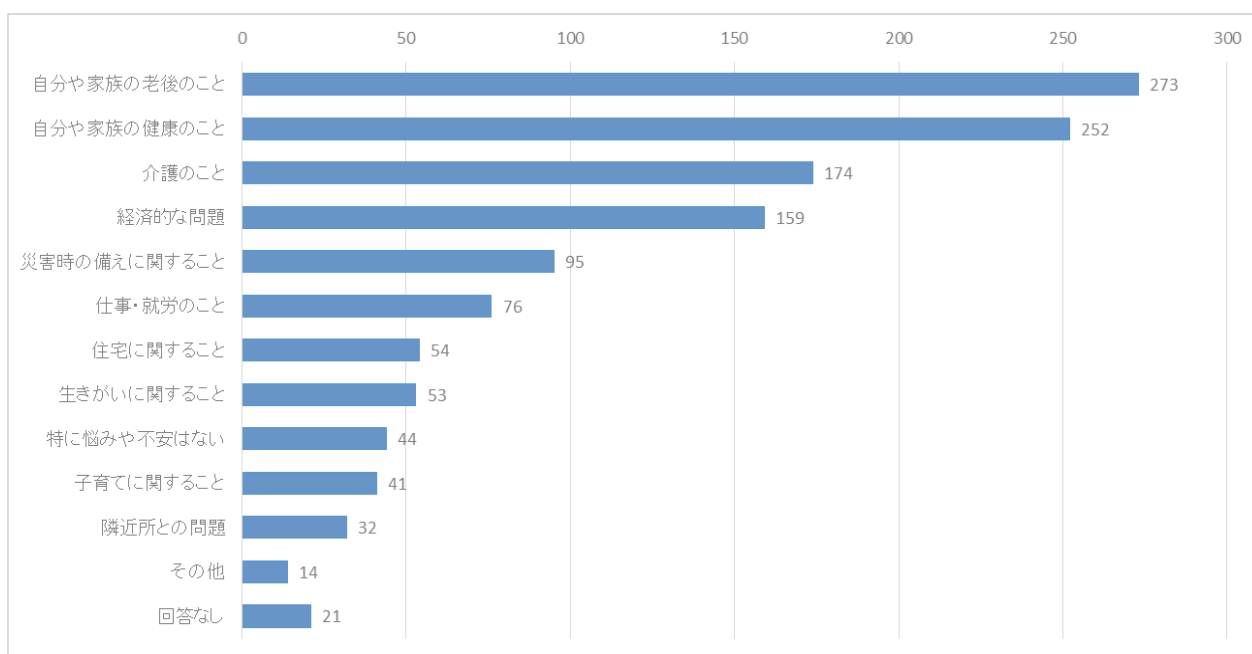
②あなたは、ふだんどのような近所づきあいをしていますか？



本市は平成 20 (2008) 年 4 月に 5 市町村合併を行ったが、今でも住民にとっての「地域」は「合併前の旧市町村」単位であることがうかがえます。その中でも、「自治会・町内会」という小地域活動単位を身近な地域として感じている方が多く、「あいさつ程度の人ほとんど」も含めれば 90% 以上の方がご近所づきあいをされています。

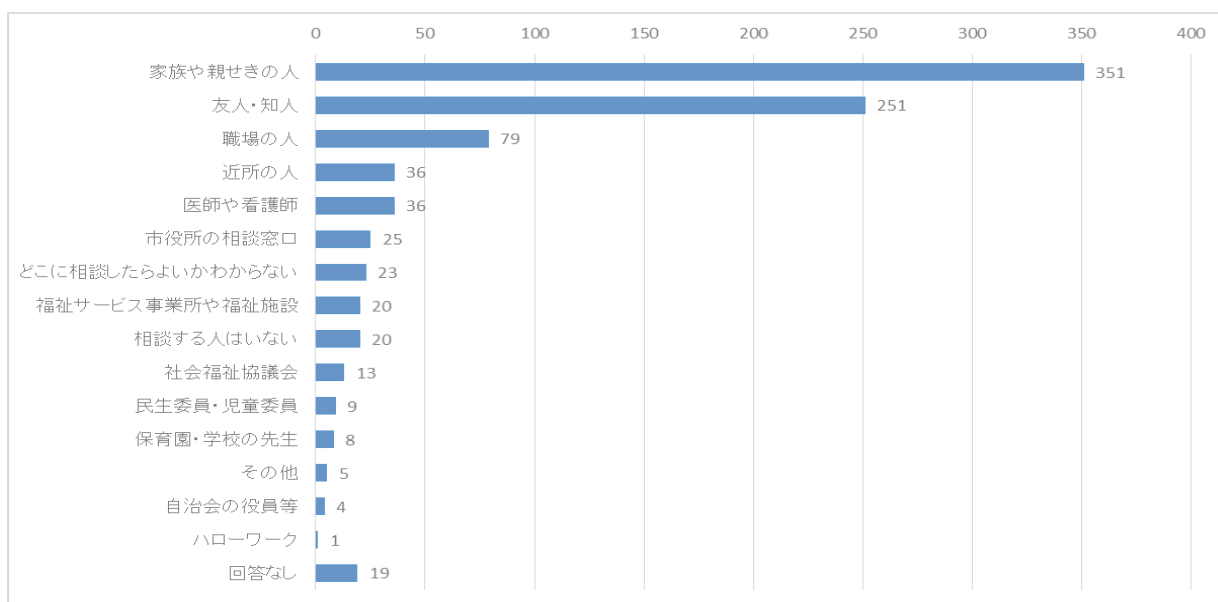
③日頃の生活でどのようなことに悩みや不安を感じていますか？

(あてはまるものすべてに○)



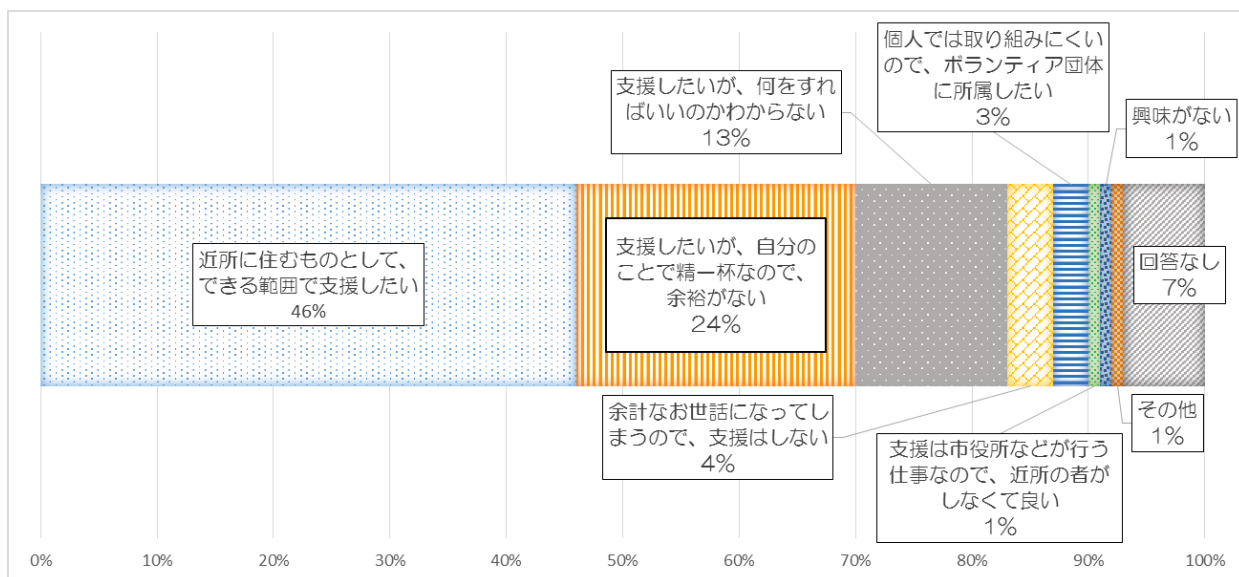
④ふだん悩みや不安があるときに、どんな人（場所）に相談していますか？

(あてはまるものすべてに○)



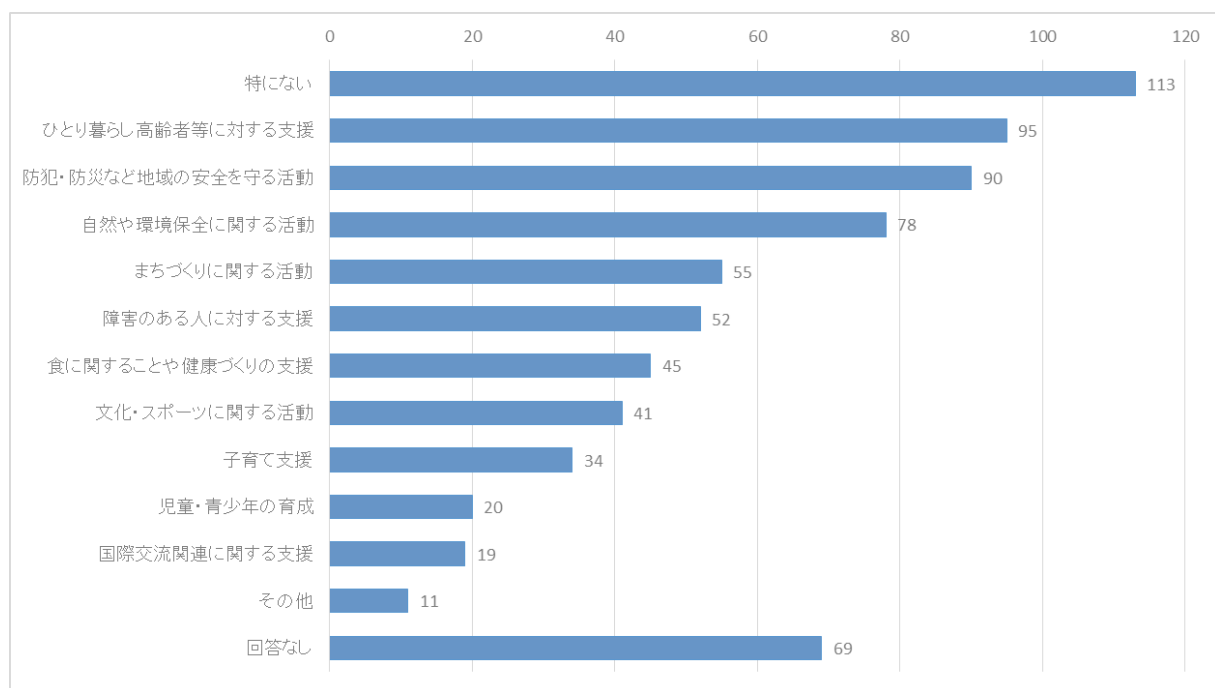
日頃の生活の中で、「自分や家族の健康・老後のこと」「介護のこと」また「経済的なこと」などで不安を抱えている方が多くみられます。一方で、そういった不安や悩みの相談先は家族や親戚、知人・友人が多く、ご近所などに相談することは少ない状況です。「どこに相談したらよいかわからない」「相談する人はいない」という方もおられます。

⑤あなたは、近所に困っている人がいた場合の支援をどう考えますか？



⑥今後、参加したいと思うボランティア活動などがありますか？

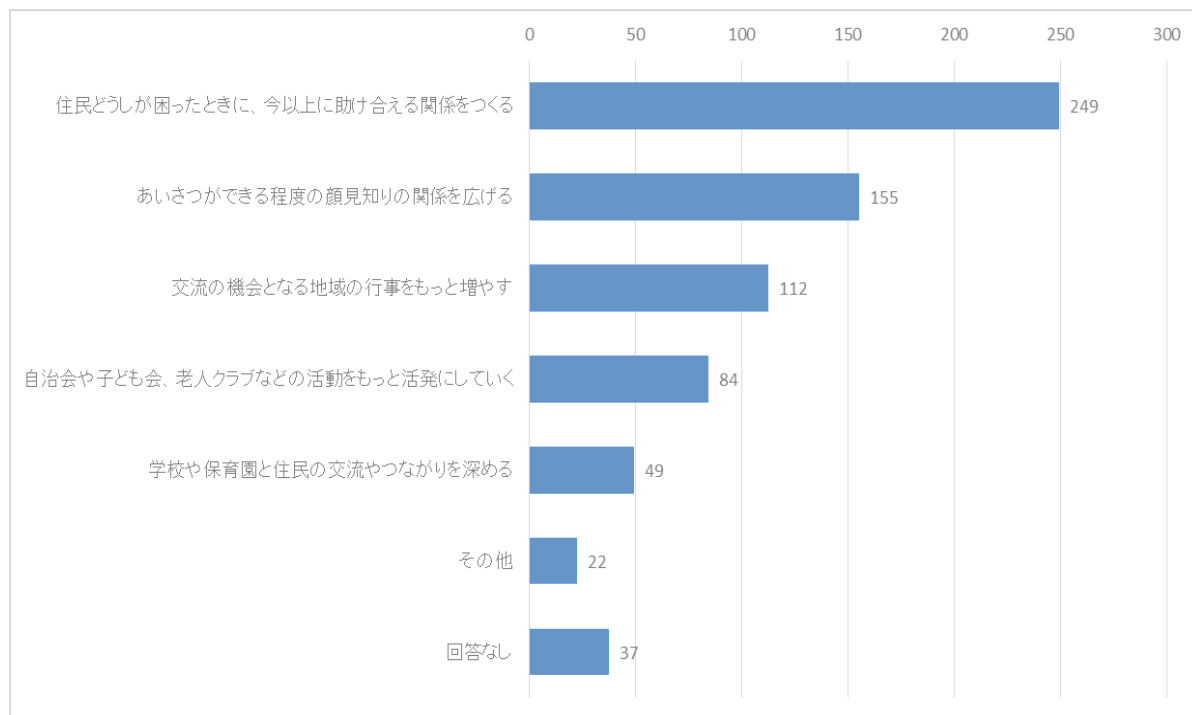
(あてはまるものすべてに○)



ご近所で困っている人に対して、「できる範囲で支援したい」が50%近くあり、助け合いの土壌はできていると思われませんが、「支援したいが何をすればいいかわからない」「余計なお世話になってしまうので、支援はしない」という方もおられます。

今後、参加したいボランティア活動については、多岐にわたる活動に回答がありましたが、「特になし」という回答が一番多く、ボランティア活動への参加意欲があまり高くないと思われれます。

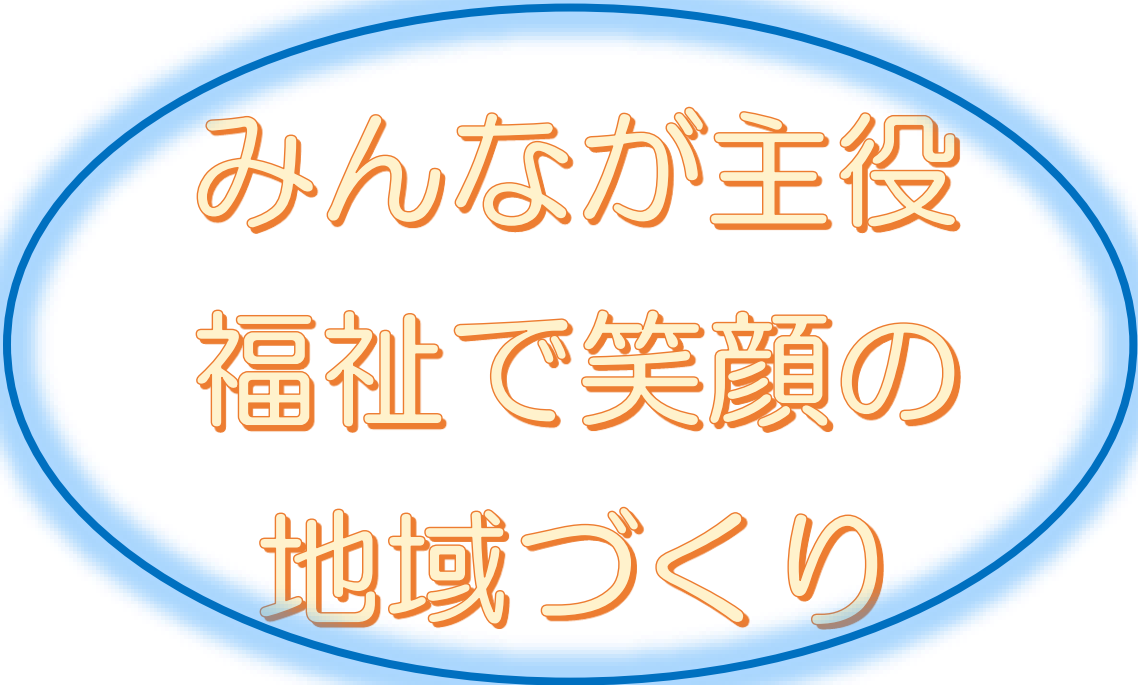
⑦地域活動や行事がさらに活発に行われるようにしていくためには、どのようなことが大切だと思いますか？（〇は2つまで）



地域活動や行事が活発に行われるためには、「住民どうしが困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる」「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」ことが大切だと思う回答が多く、普段からのつきあい、交流が大切で必要だと考えていることがうかがえます。

第3章 地域福祉活動計画の実施に向けて

(1) 基本理念（仮）



みんなが主役
福祉で笑顔の
地域づくり

少子高齢化や人口減少、核家族化の進展、生活課題の多様化・複雑化などにより、地域社会は孤立化や人間関係の希薄化が進み、それにより地域コミュニティを築く力が失われ、“お互い様”で支えあってきた相互扶助の力が弱まり様々な課題が生じています。

今回、本計画を策定するにあたり、住民懇談会や各種団体へのヒアリングを通して、地域の皆様からいただいたご意見からもそのことを感じられる結果となりました。

しかし、同時に小地域単位では“お互い様”の気持ちで支え合って、「自分たちの地域を良くしていきたい」とすでに取り組んでいるところもあります。

そこで、すでに行われている福祉活動を強化し、また地域に暮らす方全員が地域の一員として、他者のことを自分のこととして受け止め、誰もが主役になり助け合いながら、笑顔で暮らしていけるよう、この基本理念を掲げました。

(2) 計画の体系

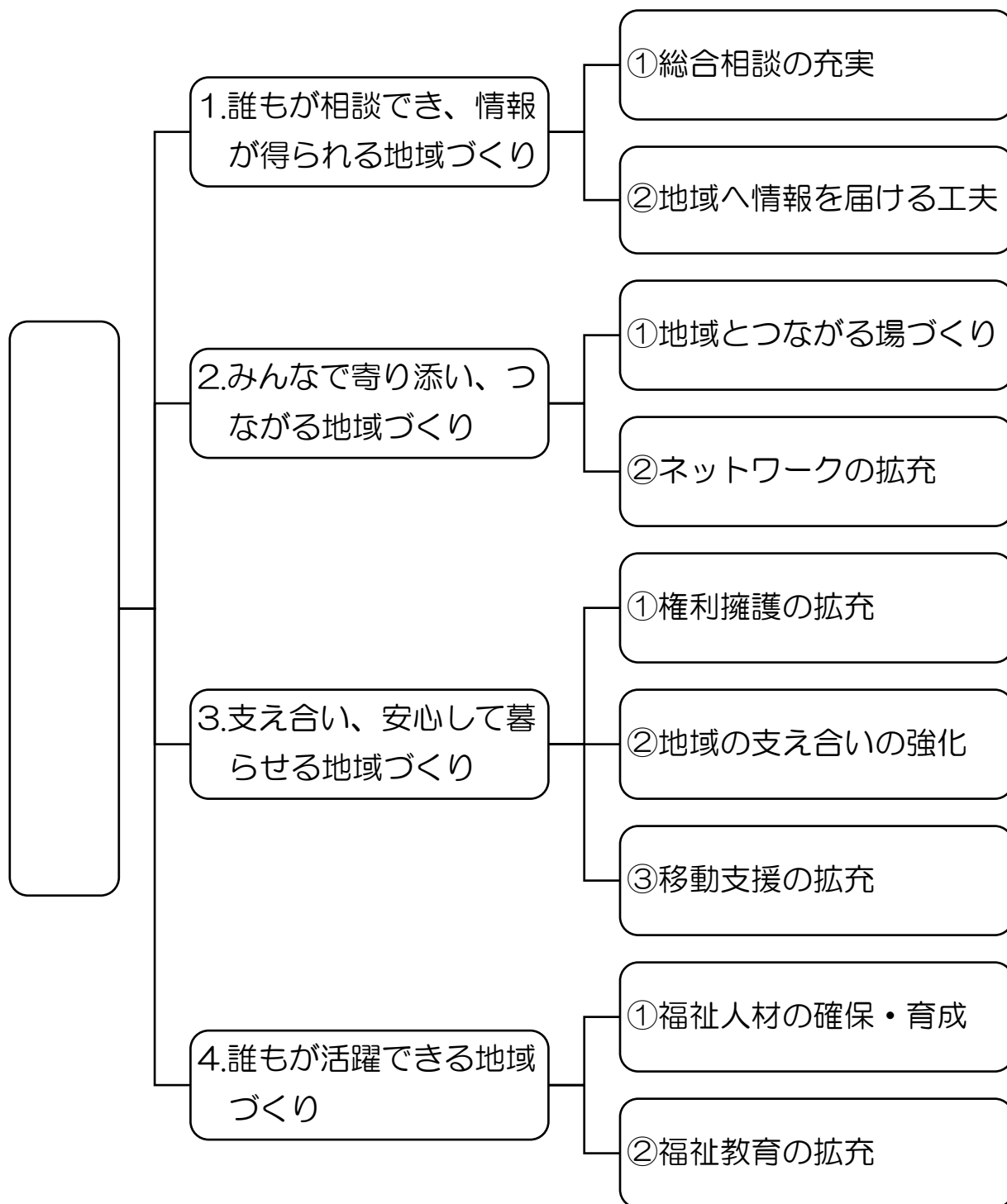
【基本理念】



【基本目標】



【実施プラン】



地区ごとの住民懇談会を開催し、直接住民の方から現在の困りごとや今後の地域の在り方についての要望をお聴きしました。

また、地域で活動されている関係団体や機関にヒアリングを行い、団体から見た課題や要望を聞き取るとともに、小中学校への「福祉教育について」アンケート調査を行いました。

それらの意見から課題を整理・分析し、そのために実施していくべきプランを立て、そこから4つの目標を立てました。

次ページ以降に、目標ごとに実施プランを掲載しています。

「社協が取り組む」ことには、既存事業や新規事業について下記の実施基準で計画を掲載しています。




実施基準	説明
継 続	既存事業を実施する。
検 討	既存事業について、部分的・抜本的に見直す。
強 化	既存事業について、検討をしたうえで改善・拡充する。
新 規	地域の声を受け新規事業に取り組む。

(3) 基本目標と実施プラン

基本目標 1 誰もが相談でき、情報が得られる地域づくり

実施プラン 1-①	総合相談の拡充
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 生活での困りごとをどこに相談すれば良いか分からないという方が多くいます。(隣近所で困っている人がいるが、誰に(どこに)相談すれば良いか分からない。介護のこと、子育てのこと、といった分野ごとの相談をまとめて聞いてくれるところが欲しい など) 民生委員児童委員や区長、地域の見守り活動をしている人など、相談を受けた人が気軽に相談できる場が求められています。

住民ができること	<p>○知人に相談したり、会合や「地域の茶の間・サロン」などに参加し、心配ごとや不安に思っていることを話しましょう。</p> <p>○困っている人がいたら、相談にのったり、相談できる場があることを教えましょう。</p>
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	事業名	実施基準	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
社協が取り組む重点事業	<ul style="list-style-type: none"> 心配ごと相談所事業 生活困窮者自立支援事業 生活福祉資金貸付事業 小口資金貸付事業 各種相談事業 (地域・生活・介護及び子育てに関することなど) 	継続 継続 継続 継続 強化			
	<p>○住民自身の困りごと(自分のことや近隣の人のことなど)や、民生委員児童委員や関係機関からの情報や相談を総合的に受け止める体制づくりを進めていきます。そのために、高齢・障がい・子どもなどあらゆる相談機関と連携を図り、つなげる役割を強化していきます。</p> <p>○直接相談に来られない人には訪問するなどの体制づくりを継続していきます。</p> <p>○総合相談の窓口として、「地域の茶の間・サロン」や会合などで住民の皆さんに広く周知をし、相談しやすい環境づくりを進めていきます。</p>				

※心配ごと相談所

有識者が相談員となり、生活の困りごとや不安に思うことの相談を受け付け、必要に応じて関係機関へ紹介・仲介を行う。各地区で定期的開催。

※生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、関係する専門機関と連携して相談者の就労支援、家計支援、対象世帯の子供の学習支援を行う。

※生活福祉資金貸付事業

新潟県社会福祉協議会からの委託事業。低所得者世帯や高齢者世帯等への資金貸付を行い、自立した生活へと支援をしていく。

※小口資金貸付事業

社協の独自事業。生活困窮世帯へ緊急的な資金貸付を行い、セーフティネットの役割を担う。

※民生委員児童委員

人格識見高く、広く地域の実情に通じ社会福祉の増進に熱意のある方々に対して、公正な手続きにより厚生労働大臣から委嘱される非常勤の地方公務員。それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う。児童委員を兼ねる。



<p>実施プラン 1-②</p>	<p>地域へ情報を届ける工夫</p>
<p>現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 民生委員児童委員の役割や、老人クラブなどが行う地域の見守り活動が分からないという声が多く聞かれます。 • 地域の役立つ情報が一目で分かるような仕組みが求められています。 (他地区で取り組んでいる事業など、自分たちの地区にも活用できるよう情報があれば活用したい) • 一人ひとりが“お互い様”という気持ちを育めるような地域が求められています。 • 民生委員児童委員からの情報など様々なルートから集まった情報を共有できるような体制が求められています。

<p>住民ができること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報誌や回覧板、インターネットなどを利用できる人はそれらを活用して、積極的に情報を得るようにしましょう。 ○ 知っている人同士で情報交換をしたり、役立つ情報や広めたい情報は民生委員児童委員や社協などを利用して、広く周知しましょう。
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



	事業名	実施基準	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
社協が取り組む重点事業	・広報誌「社協むらかみ」の発行	強化			
	・ホームページによる情報発信	継続			
	・各種情報提供 (地域・生活・介護及び子育てに関することなど)	継続			
<p>○偶数月発行の社協広報誌は、住民が求めている内容を分かりやすく伝えるよう強化を図ります。また、ボランティアグループによる音声訳事業を継続し、視覚障がい者への情報提供を継続していきます。</p> <p>○ホームページと広報誌を連動し、鮮度の高い情報を発信します。</p> <p>○地域のこと（ボランティアや「地域の茶の間・サロン」、共同募金など）、生活のこと（貸付や家計支援など）、介護のこと、障がいのこと、子育てのことなど一つの窓口で、求めている情報が得られるような体制づくりを進めます。</p>					
	事業名	実施基準	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
住民の声により社協が新たにに取り組む事業	・「福祉の便利情報誌(仮称)」の作成	新規	検討	実施	
	・福祉カルタ・シール等の作成	新規	検討	検討	実施
	<p>○自分の地区でも活用できる情報の提供を行うため、企業等の取り組みなど福祉に関する役立つ情報の一元化について実施に向けて検討をしていきます。</p> <p>○広く住民の方から、福祉に関する標語などを募集し、それをシールやカルタなどにすることで、住民への福祉意識の啓発につながるよう実施に向けて検討していきます。</p>				

基本目標 2 みんなで寄り添い、つながる地域づくり

<p>実施プラン 2-①</p>	<p>地域とつながる場づくり</p>
<p>現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 人口減少を続けていますが、世帯数は横ばいであり、一人暮らしや高齢者のみ世帯数は増加しています。 • 顔の見える関係づくりのためにも「地域の茶の間・サロン」等居場所の有効性が注目される中、それを運営する担い手が不足しています。 • 多世代による交流が求められています。 • あらゆる人が地域の中で居場所と役割を持ち、その人なりにいきいきと暮らしていけることが求められています。

<p>住民ができること</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ご近所であいさつや声掛けをしたり、積極的に地域の行事に参加・交流し、地域の中で顔の見える関係づくりをしましょう。 • ご近所での助け合いの必要性を理解し、現在行っている支えあいの活動を広めましょう。 • 地域の居場所（づくり）に積極的に参加しましょう。
-----------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



	事業名	実施基準	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
	社協が取り組む重点事業	・地域の茶の間推進・支援事業	継続	→	
・生きづらさを抱える人向けのサロン		継続	→		
・一人暮らし等高齢者給食会		検討	→		
・ほのぼのお便り事業		検討	→		
・世代交流事業		強化	→		
・敬老会助成事業		継続	→		
<p>○既存の「地域の茶の間・サロン」や「居場所」が継続運営できるよう支援していきます。また、地域包括ケアを意識した新たな居場所づくりを進めていきます。</p> <p>○一人暮らし等高齢者を対象とした事業を、子どもたちや地域とつながりが持てる事業に発展できるよう工夫していきます。</p>					
住民の声により社協が新たに取り組む事業	事業名	実施基準	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
	・空き家を利用した地域包括ケアの拠点づくりの検討	新規	検討	検討	検討
<p>○高齢・障がい・子育て等当事者、関係機関同士が集える場所を確保し、地域包括ケア推進の拠点になるよう検討していきます。</p>					



※「地域の茶の間」

主に町内・集落の公会堂・公民館等を利用し気軽に集える場として、地域住民が運営している。社協が把握しているものは113か所あり、支援している。

※地域包括ケアシステム

高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるしくみ。国全体でその構築・推進に取り組んでいる。

※生きづらさを抱える人向けのサロン

おもに、引きこもりや精神疾患を抱える人同士が気軽に集まり、それぞれの思いを語り合う場として開設。

※一人暮らし等高齢者給食会

会食を通して一人暮らし等の高齢者の孤独感解消と介護予防を目指している。村上地区以外で開催。

※ほのほのお便り事業

小学校やボランティアの協力で、一人暮らし高齢者等へ年賀状などを送ることで、世代間の交流を図ることを目的に実施。

※世代交流事業

子どもからお年寄りまで世代を超えた交流を図れる場として、町内・集落、各団体等での様々な行事の企画・実施を支援している。

※敬老会助成事業

市からの委託事業。町内・集落での敬老会実施の際に、助成金交付を市に代わり実施。社協では村上地区のみ受託。

実施プラン 2-②	ネットワークの拡充
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市内には福祉に関係する各種団体・機関が多く存在していますが、連携と協働が不十分です。 ・各地で災害が多発しているため、災害時のネットワーク構築が必要です。 ・各種ネットワーク同士の連携の構築を検討する必要があります。 ・市内にある介護事業者間の情報交換の場や高齢・障がい・子ども等福祉の分野を超えたゆるやかな横のつながりの場が求められています。

住民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体・組織、施設などの機能や役割を日頃から知っておきましょう。 ・災害時を想定した各種訓練等に積極的に参加しましょう。 ・アイデアを出し合い住民同士がつながり助け合えるしくみづくりを考えましょう。
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	事業名	実施基準	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
社協が取り組む重点事業	・「地域福祉会」助成事業	検討	→		
	・生活支援コーディネーター受託	継続	→		
	・災害時ネットワーク検討会	継続	→		
	・ボランティアセンター事業	強化	→		
	<p>○「地域福祉会」への助成事業では、これまでの事業から、見守り活動・日常生活支援活動を主眼にした事業に転換していけるよう「互近所ささえ～る隊」の活動と連携し支援していきます。</p> <p>○災害時ネットワークが発災時、有効に機能するよう強固にしていくとともに、訓練等を通して住民への防災・減災意識の高揚を進めていきます。</p> <p>また、民生委員児童委員や区長、PTA・消防団・婦人会等が情報を共有し連携することで、高齢者・障がい者等災害弱者への配慮を考えていきます。</p> <p>○ボランティアセンターの基盤構築、あらゆる分野のボランティアの連携に力を入れていきます。また、各種ボランティアの一覧を随時ホームページや社協窓口等で広報し、新規ボランティアの発掘に努めます。</p>				

	事業名	実施基準	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
住民の声により社協が新たに取り組む事業	・福祉関係者協働・交流ネットワーク事業	新規	実施	→	
	○市内の介護事業所、障害福祉サービス事業所、子育て支援団体、NPO 等分野を超えた団体が一堂に会する場を設け、多職種間のネットワーク構築ができるよう進めます。				

※地域福祉会

荒川地区の各集落内に設置された福祉活動に特化した組織。

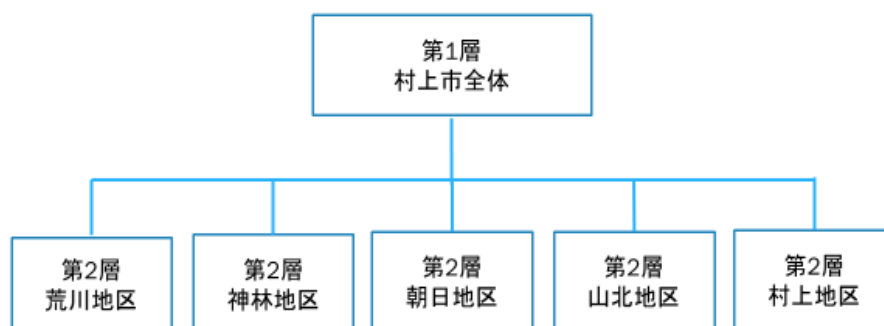
※生活支援コーディネーター

互近所ささえ～る隊（地域包括ケアシステムに位置付けられる「生活支援・介護予防」の体制づくりを進める生活支援協議体の別称。本市全体（第1層）と各地区（第2層）に設置されており、それぞれ10名程の委員で構成しており、全てに社協職員が委員として加わっている。）のリーダー。

「生活ささえ愛隊長」という別称で、社協職員が担っている所もある。

互近所ささえ～る隊と生活ささえ愛隊長

生活ささえ愛隊長が中心となって、身近な町内・集落等での高齢者の生活支援・介護予防の提供体制の構築を進めていきます。（助け合い活動を広めたり、安心して暮らすために必要な仕組みづくりをしていきます。）



村上市全体と、旧市町村単位に「互近所ささえ～る隊」が組織されており、生活ささえ愛隊長が1人配置されている。

※災害時ネットワーク検討会








災害時に官民一体でスムーズな災害支援を実施できるよう、平時から顔の見える関係性を築くことを目的に設置。



27 基本目標 3 支え合い、安心して暮らせる地域づくり

実施プラン 3-①	権利擁護の拡充
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しています。その中には、判断能力が衰えて、福祉サービスの利用方法が分からない方や金銭がうまく管理出来ないなどで困っている方がいます。また、親族が遠方におり、いざという時に誰にも頼れない方もいます。 ・認知症の方が増加しており、家族やご近所もどのように対応していいのかわからない、という声が聞かれます。理解を進めるとともに介護知識を深める必要があります。 ・障がい者への偏見があり、正しい理解が求められます。

住民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・困っている人を見逃さない地域を作りましょう。 ・認知症の方や障がい者等への理解を深めましょう。
----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

社協が取り組む重点事業	事業名	実施基準	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業 ・法人後見事業 ・手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業 ・視覚障がい者支援事業（音声訳） ・身体障害者団体への支援 ・介護保険等サービス ・障害福祉サービス 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続 	      		
<p>○地域に開かれた福祉サービスを提供し、介護や障がいへの理解を深めるよう努めます。</p> <p>○本人による意思決定を尊重し、地域で安心して暮らせるよう日常生活自立支援事業や市民後見人の養成も視野に入れた法人後見事業を継続していきます。</p>					

※日常生活自立支援事業

新潟県社会福祉協議会からの委託事業。認知症や知的・精神障がいのため自身で判断することが難しい方が福祉サービスを利用できるよう支援している。

※法人後見事業

成年後見人等の成り手が不足している状況で、社協が法人として後見人等となり、被後見人等が安心して生活できるよう支援している。

※手話奉仕員・要約筆記派遣事業

本市からの委託事業で、聴覚障がいを持つ方も平等に社会参加できるよう、研修会や各種講座等に手話奉仕員や要約筆記の派遣をしている。

※身体障害者団体支援

本市全体の団体連合会および各地区の団体の事務局を社協が担い、身体障がい者の社会参加や権利擁護の支援を行っている。

※介護保険等サービス

居宅介護支援(ケアマネージャー)、訪問介護(ホームヘルパー)、訪問入浴、通所介護(デイサービスセンター)の事業があり、付随して市からの各種委託事業を行い、収益だけを目的としない事業を行っている。





※障害福祉サービス

訪問介護(ホームヘルパー)と一部のデイサービスセンターにて、障がい者を対象とした公的サービスを提供している。



実施プラン 3-②	地域の支え合いの強化
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して暮らしていくためにちょっとした手助けが必要な人がいます。 ・近くに店がないため買い物に困っている人がいます。 ・家族と同居していても日中は1人のため、何かあったときに不安を抱えている人がいます。 ・ゴミ出しや冬期間の雪かき、灯油運び等が大変な人がいます。 ・親戚同士の付き合いやご近所の方の見守りなどつながりはあるが、そういった人たちには知人であるがゆえ頼みづらい、という声が聞かれます。 ・困ったときどのような支援があるのか分からない人がいます。

住民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・どの世代の方にも地域のためにできることがあります。誰もが地域のために汗を流しましょう。 ・普段からあいさつをするなどご近所と顔の見える関係を築きましょう。
----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	事業名	実施基準	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
社協が取り組む重点事業	・暮らし支えあい事業	継続			
	・配食サービス事業	検討			
	・「おせち料理」配食事業	検討			
	・理・美容費助成サービス	検討			
	<p>○ちょっとした手助けが必要な人が使えるような事業にするよう、暮らし支えあい事業を民生委員児童委員やケアマネージャー等関係機関に周知していきます。また、セーフティネットの観点から、この事業に理解と熱意のある協力会員の養成を強化していきます。</p>				

※暮らし支えあい事業

利用する人は「利用会員」、支援する人は「協力会員」として登録し、住民参加型の“お互い様”を目的とした助け合いの事業。有償とすることで、知人には頼みづらい、何回も頼めないといった場合でも頼みやすい利点がある。

※配食サービス

本市からの委託事業。社協では神林地区と朝日地区が受託。

※「おせち料理」配食事業

共同募金からの配分金による事業。年末に一人暮らし高齢者や高齢者世帯、障がい者世帯へおせち料理を配食。市内の各業者と民生委員児童委員・区長等の協力により実施している。




※理・美容費助成サービス

共同募金からの配分金による事業。要介護度3以上及び肢体不自由・体幹不自由1級の方で、在宅で生活している方に理・美容費の一部を助成。



実施プラン 3-③	移動支援の拡充
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 本市の交通手段は自動車中心で、運転が困難になる高齢者や自家用車を持たない人にとって移動は大きな課題です。住民懇談会やヒアリングにおいても、高齢者だけでなく、障がい者からも切実な課題として意見が多く寄せられました。 買い物や通院など移動手段がなくて困っている人がいます。 公共交通機関が不便なため、自家用車が乗れなくなることへの不安を感じる人がいます。

住民ができること	<ul style="list-style-type: none"> 既存の公共交通機関や乗り合いタクシー、巡回バスなどをできるだけ利用しましょう。その上で、より利用しやすくするための意見を出し合いましょう。
----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	事業名	実施基準	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
社協が取り組む重点事業	・移送サービス事業	継続			
	・リフト付軽ワゴン車貸出事業	検討			
	・マイクロバス管理事業	強化			
	○マイクロバスの利用対象を拡大していくよう検討していきます。				
	事業名	実施基準	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
住民の声により社協が新たに取り組む事業	・デイサービス送迎車等を活用した買い物支援事業	新規	検討	検討	検討
	○送迎に使わない時間のデイサービス送迎車等を有効利用できないかなど、移動支援につながる事業を法令遵守はもちろん関連企業への配慮を含め検討していきます。				

※移送サービス事業

「ミニハンディキャプ友の会」の会員相互で行う通院を目的とした移送支援サービスで、利用者が朝日地区に限定されている。社協が事務局を担っている。

※リフト付軽ワゴン車貸出事業

車いす対応の軽ワゴン車の無償貸出事業。

※マイクロバス管理事業

社協でマイクロバスを2台所有。身体障害者団体やボランティア団体等へ無償貸出している。

基本目標 4 誰もが活躍できる地域づくり

実施プラン 4-①	福祉人材の確保・育成
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに興味があってもどのような内容の活動があるのか、自分でもできるのか分からないなど、活動しづらい状況があります。 ・地域のために活動できる人が固定化しており、新たな人材が育たないため、一部の人の負担が大きくなる傾向にあります。 ・介護職や福祉専門職などの人材不足が深刻な状況です。 ・高齢化が進む中、支援を必要とする人が増え、民生委員児童委員の負担が増えており、人材不足が深刻化しています。 ・民生委員児童委員は一人で複数町内・集落を担当することもあり、支援が行き届かないことが見受けられます。
住民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア講座や地域の支え合い活動に、知人やご近所と声を掛け合って自らが楽しんで参加しましょう。 ○自身が楽しんで参加した事業や講座を、さらに知人等にPRして輪を広げてください。 ○地域の行事などに積極的に参加し、役員や一部の人だけに任せるのではなく、できる範囲で協力しましょう。



	事業名	実施基準	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
社協が取り組む重点事業	・ハッピーボランティアポイント事業	継続			
	・ボランティア講座の開催	継続			
	・老人クラブ活動の支援強化	強化			
	・民生委員児童委員の活動支援強化	強化			
	<p>○新たなボランティアを増やすための講座を充実し、ボランティア活動ができる場を増やしていきます。</p> <p>○老人クラブや民生委員児童委員の活動内容を広く周知し、協力できる人（地域の誰もが、身近な相談者となり、活動に協力してくれる人など）の発掘・育成を支援します。</p>				

※ハッピーボランティアポイント事業

福祉施設等でのボランティア活動に対してポイントが付与され、ポイントにより金券が支給される。

本市財源による協同事業。

実施プラン 4-②	福祉教育の拡充
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・介護や障がいに対する理解が浸透していない現状があります。 ・「子どもだけでなく、大人を対象とした福祉教育の機会がほしい」という声が聞かれます。 ・「自分の住む地域の良さをもっとPRしていきたい」そのために「自分の地域のことをもっと知りたい」という意見があります。 ・小中高校で福祉学習やボランティア活動に取り組んでいるが、学校と社協、地域、施設との連携を深めることが求められています。

住民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭の中で、介護が必要な方や障がい者への思いやりや理解を育み、それをご近所、町内・集落へと広げましょう。 ○日常生活の中で、段差や障がい者にとって不便だと思われるようなところに関心を持ち、改善を要するときは区長や各種相談窓口にご相談しましょう。 ○地域で行われている伝統行事などに積極的に参加し、子どもから高齢者まで交流を通して地域の良いところや良い取り組みをつなげていきましょう。 ○ボランティア活動を通して、“お互い様”の気持ちを広めていきましょう。
----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	事業名	実施基準	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
社協が取り組む重点事業	・福祉協力校活動支援事業	強化	→		
	・共同募金運動の推進	継続	→		
	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉学習について、プログラムやマニュアルを作成し、学校側が福祉学習に取り組みやすいような環境をつくれます。 ○子どもだけでなく、大人も対象とした福祉講座等を開催し、当事者理解の促進を図ります。 ○介護の知識や災害時の助け合いの必要性など、町内・集落単位で研修会などを開催し、困ったときは“お互い様”の気持ちを高めてもらう取り組みを行います。 ○共同募金の助成先や具体的な取り組みを広報し、募金は自分たちの地域のために使われていることをPRします。 				



(4) 行政に期待すること

地域福祉とは、行政等が行う活動（フォーマルアクション）と、地域に暮らす皆さん自身が取り組む活動（インフォーマルアクション）の、双方が連携することで、より暮らしやすい地域となることを目指したものです。

地域の皆さんからいただいたご意見の中で、行政等に期待すること、または施策に反映してもらいたいことがいくつかありましたので、以下に掲載し、連携できる部分は連携しながら皆さんの意見が反映されるよう働きかけていきます。

①移動支援に関すること

○公共交通機関の拡充

- ・乗り合いタクシーや巡回バスなど市独自事業がありますが、乗り合いタクシーは目的地や時間に制約があり、また、巡回バスでは「目的地に大回りをせざるを得ない」「本数が少ない」「場所によっては全くない」「運賃が高い」といった声がどの地区でも多く聞かれました。

⇒ タクシー会社と連携し、運行ルート・乗降場所の制約をなくし、低料金で利用できるような施策を望む声が多くありました。

⇒ 地域や社協でできること・取り組めることとしては、「地域の茶の間・サロン」や町内・集落単位で希望者を募り、乗り合いタクシーを依頼する、その際の運賃の補助として、赤い羽根共同募金による助成金を充てる、などの取り組み事例があります。

○運転免許証返納時のサポート充実

- ・高齢により運転免許証を返納した際、支給される温泉入浴券をタクシー券などにしてほしい、という声も多く聞かれました。

②子育て環境の拡充

- ・保育園や子どもたちが安心して遊べる公園、子どもからお年寄りまで一緒に楽しめるような施設が村上市には必要との声もありました。

③他分野の機関が集まり意見交換ができる場・機会

- ・高齢、障がい、子育て、まちづくりといった地域の福祉に関係する、官民の団体が様々な意見を出し合う場・機会、そのための助成を求める声がありました。

（空家バンクを利用して、福祉センターのような場をつくる際の助成など）

④リハビリ系施設や専門職の確保・充実

- 身体障害によるリハビリだけでなく、若年性認知症や精神・知的障害を対象とした施設が不足している、またそれに従事する専門職不足の声がありました。
- 就労支援においても、福祉的課題を抱える人が多いため、その受け皿の充足や行政内でも課を超えた連携の必要性を求める声がありました。

⑤老人クラブへの助成拡充

- 地域包括ケアシステム構築に欠かせない地域資源として位置づけられている老人クラブ活動拡大のため、助成額の見直しを求める声がありました。また老人クラブの活用の拡充を求める声もありました。

⑥民生委員児童委員の役割や老人クラブ等の活動紹介

- 民生委員児童委員の役割や老人クラブ、障害者団体等の活動を紹介し、広く理解してもらえるよう情報発信し、それにより「住民への意識啓発を図り、人材の確保にもつながるのではないか」という声がありました。

第4章 資料編

(1) ニーズの把握・調査方法

本市5地区（村上・荒川・神林・朝日・山北）ごとに、住民懇談会、福祉関係団体・機関へのヒアリング、小中学校へのアンケート調査等を行い、それぞれからいただいたご意見を、下記の分類表を用いて「行政が取り組んでほしいこと」「社協で取り組むこと」「住民ができること」に整理し、地区ごとにまとめました。

さらに、各地区の課題整理したものを統合し、村上市全体としての課題整理を行い、そこから本計画の体系図を作成しました。

	分類項目	内容（キーワード）
1	つかむ・とらえる	ニーズキャッチ、相談 など
2	伝える	情報提供、意識啓発 など
3	交わる	地域交流、多世代交流、社会参加、福祉教育 など
4	つながる	ネットワーク、連携・協働 など
5	支える	人材育成・発掘、生活支援（見守り、ゴミ出し、移動、買い物等）、ボランティア活動、防災 など
6	護る	人権・権利擁護、差別偏見解消、虐待防止、介護 など
7	募る	寄附文化の創造、活動財源の確保 など
8	その他	

※なお、皆様からいただいた貴重なご意見は、そのまま社協ホームページ及び社協各支所にて閲覧できるようにしてあります。





基本理念	
------	--

基本目標①	概要【つかむ・伝える】	取り組み項目
誰もが相談でき、情報が得られる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> 近隣同士の声掛けや見守りによりSOSを見つけ出し、相談しやすい地域づくり。 必要な情報が適切に得られる仕組みづくり。 	<ul style="list-style-type: none"> 心配ごと相談事業 生活困窮者自立支援事業
基本目標②	概要【交わる・つながる】	取り組み項目
みんなで寄り添い、つながる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> 住民や関係機関、行政とのネットワークづくり。 誰もが居場所があり、世代を超えて交流できるネットワークづくり。 	<ul style="list-style-type: none"> 世代間交流事業 地域の茶の間・いきいきサロン 災害時のネットワークづくり
基本目標③	概要【支える・護る】	取り組み項目
支え合い、安心して暮らせる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域で支え合い、全員の尊厳が守られる地域づくり。 	<ul style="list-style-type: none"> 暮らし支えあい事業 日常生活自立支援事業 法人後見事業
基本目標④	概要【募る・（育てる）】	取り組み項目
誰もが活躍できる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> 福祉活動を継続するための人づくりと財源づくり。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアセンター事業 福祉教育
		など

《課題分類から体系図へ》

※さまざまな意見を分類する際、人材育成等に関係するご意見が多かったことから、【支える】にある「人材育成・確保」を【その他】と含め、【育てる】の分類にシ体系図を作成しました。

	行政で取り組んでほしいこと		社協で取り組むこと		住民ができること	
	短期	中長期	短期	中長期	短期	中長期
1 つかむ	総合的な窓口	多分野事業との連携 ネットワーチによるニーズ キャッチ	ニーズキャッチ 関係機関との連携	総合相談窓口	住民同士の情報共有 住民同士がお互いに課題に 気づきあう 民生委員へつなぐ	
2 伝える	住民への情報発信・啓発 (社会的弱者への) 正しく分かりやすく伝える オンラインプログラムの普及 介護保険制度の周知・情報 提供	障害者の理解を深める啓発 意識啓発のための継続的な 情報発信	情報発信(ハッピーボウフ 子)など社協事業のPRも 含む 相談しやすい体制づくり	パソコンやチャットや電話の 公募など 住民がキャッチしやすい情 報発信	困っている人への情報提供 など、住民同士で情報を伝 へつなげる 地域の一人としての意識を 高める 認知症や障がいのある方へ の備前をなぐす	住民の意識改革
3 交わる		子どもたちへの福祉学習の 推進 NPO・他団体と情報共有	地域の茶の間や多世代交 流、障がいの者との集まり 等、既存事業の強化 福祉教育の推進(小学校や 地域と施設との交流) 民生委員・区長と施設との 交流支援	新たな、住民が交流でき る、交流しやすい場づくり 高齢・障がい・子育て等 他機関同士との横断的な連携 づくり	近隣同士のおいさつや声掛 け 地域行事への積極的な参加 既存の助け合いを広める	地域のつながりを強化 自由に集える場づくり
4 つながる	縦割りの行政の意識改革 情報の共有化	他機関(各種団体)との連 携強化	高齢・障がい・子育て等、 同業種間の連携づくり 行政と民間の連携 社内内外部での横のつながり 民生委員・区長との連携 講座開設や講師の派遣 情報の共有	高齢・障がい・子育て等 他機関同士との横断的な連携 づくり ネットワーチや情報共有の しくみづくり	顔の見える関係づくり 協働の理解を高める プログラマを出し合う 地域にはあるが逆に頼みづら い	
5 変える	集いのイベントの利用目的の 拡大 移動手段の支援(運転免許 返納時の温泉券をタクシー 券にするなど) 認知症患者の対策(GPS等 の取扱) 福祉サービスの充足	公共交通機関の拡充 子育て環境(保育園・公園 等)の拡充 福祉人材の確保 リハビリ施設や専門職の 拡充 若年性認知症の受け皿など の拡充 配食サービスの拡充	買い物や通院等のための移 動支援の強化 福祉人材(ボランティアや 地域のために働く人など) の発掘・育成 福祉人材(介護職など)の 発掘・育成 生活困窮者への支援強化	ひと手間の助け合い 福祉協力員(仮)の委嘱	住民同士の声掛け・見守り を強化 居場所づくり ボランティア等への積極的 な参加 自助機能の維持	住民同士の助け合いのしく みづくり 区長等による支援の呼びか け強化 誰もが地域の資源となる意 識をもつ
6 護る		冬期間の生活環境の整備 各制度を使いやすく利用で きるよう工夫 居住地上による外出支援サー ビスの不公平感解消	当事者理解を進める福祉教 育の推進 障がい等の専門職と連携し た就労支援 困りごとの相談窓口機能	認知症・障がい者等の理解 を深める 家族への介護知識向上 災害時の役割分担を決める 防犯に努める	地域でできる冬期間の生活 環境の整備	
7 繋る		活動資金の助成	助成金・補助金等の情報提 供 補助金の使途の緩和の動き かけ プログラムの育成	助成等の情報のキャッチと 住民同士で共有 共同募金の主旨を理解し、 積極的な募金に協力する		
8 その他	地域の魅力発信		行政への働きかけ 職員研修の充実		若者が残る地域づくり	

《村上地区の課題分類》

《課題分類》

村上地区

		行政で取り組んでほしいこと		社協で取り組むこと		住民ができること	
		短期	中長期	短期	中長期	短期	中長期
1	つかむ			住民からのニーズキャッチ アウトリーチによるニーズキャッチ 行政・関係機関との連携	総合相談窓口としての機能強化 // //	一人一人が見守り・声掛けし、相談につなげる 相談に行けない人の困りごとを聞き、民生委員や相談窓口へつなげる 様々な情報を住民同士で共有	→ → →
2	伝える			相談窓口としての情報発信をし、相談しやすい体制をつくる 様々な情報を共有し、適材適所に提供する 意識啓発のための情報発信 社協事業のPR 人材育成のための講座開催	→ → → マスコットキャラや住民からの標語募集 →	広報紙等で情報をキャッチする 困っている人への情報の提供 困っている人の情報を民生委員等へつなげる	→ → →
3	交わる			福祉教育の推進 子どもから大人まで参加できる場づくり 地域の茶の間やサロン活動の推進 同じ障がいを抱える人同士が集う場づくり	→ → → →	地域の行事への積極的な参加 近隣同士での積極的なあいさつや声掛け 地域の茶の間やサロン活動、世代交流への積極的な参加	→ → →
4	つながる			高齢・障害・子育てなどの同種事業所間の連携支援 高齢・障害・子育てを超えたつながりづくり 行政と民間のつながりづくり	ネットワークや情報の共有の仕組みづくり 空家・廃校の再利用を検討	協働の理解を高める アイデアを出し合う	→ →
5	支える		公共交通機関の拡充 民児委員の確保 保育園など子供を預けられる施設を増やす	既存の事業を強化した買い物支援や移動支援 福祉人材の発掘・育成 子育てや除雪、事業所など、様々なボランティアの育成 災害時の体制づくりの強化 他機関と協働による防災に関する研修の場提供	乗り合いタクシーへの助成など、助成金の使途の拡充を図る 福祉協力員(仮)の委嘱 → 地域ごとの防災マップ作りの支援 →	住民同士でできることは住民同士の支え合いの仕組みづくり 声かけや見守り 活動を楽しみやメリットを周りの人にPR 日頃からの声かけや見守り 自助による防災 共助による防災	→ → → → →
6	護る			当事者理解を進める福祉教育の推進 障がい専門職と連携した就労支援	→ →	認知症や障がいについて理解する 障がいのある方の就労への理解を高める	→ →
7	募る			活動にかかる助成等の情報を提供 共同募金の主旨・使途の周知を強化	→ →	助成などの情報をキャッチし活用 赤い羽根共同募金の主旨を理解し、積極的に募金する	→ →
8	その他			行政への働きかけ	→		→

《荒川地区の課題分類》

《課題分類》

荒川地区

		行政で取り組んでほしいこと		社協で取り組むこと		住民ができること	
		短期	中長期	短期	中長期	短期	中長期
1	つかむ						
2	伝える		(身障) 地域住民への障害者の理解を深める啓発		(身障) 地域住民への障害者の理解を深めるPR		
3	交わる				(老ク) 子供と地域の繋がりを図る	(民協) 向こう三軒両隣の確立	(老ク) 子供と地域の繋がりを図る (金屋) 世代を超えた交流を図る (金屋) 地域住民の繋がりを強化 (広場) 隣組単位の繋がりの強化
4	つながる	(民協) 情報の共有化	(商工会) 行政の協力の確保 (民協) 色々な組織の横の繋がりを図る	(民協) 情報の共有化	(身障) 障害者の情報入手 (民協) 色々な組織の横の繋がりを図る		(商工会) 横のつながりを図る
5	支える	(金屋) 乗り合いタクシーの制度見直し (老ク) 緊急通報装置の制度見直し (金屋) 乗り合いタクシーの制度見直し	(居宅) 各種制度の見直し (病児・保育園) 保育士の育成と支援 (病児) 複数のセンター開設 (保育園) 幅広い保育体制の充実 (民協) 民生委員・民生委員後継者の不足解消	(居宅) ささえ合い村上の協力会員募集 (身障) 会員増強のPR	(老ク) ボランティア団体の組織化 (民協) 外出支援の確保	(身障) 地区・集落単位の避難計画の策定 (金屋) 近隣同士の移動支援 (居宅) 介護保険外の支え合い体制 (広場) 外に出られる場所づくり	(老ク) 人材育成・会員増強 (老ク) 見守り活動の活性化 (商工会) 後継者を育てる (保育園) 地域資源の再活用を協議 (民協) 区長等による支援・支援者の呼びかけ (金屋) 空家の有効活用の検討
6	護る						
7	募る			(身障) 補助金の使途の緩和の働きかけ			(商工会) イベントの資金・人員調達
8	その他						(居宅) 若者が残る地域づくり

《神林地区の課題分類》

《課題分類》

神林地区

		行政で取り組んでほしいこと		社協で取り組むこと		住民ができること	
		短期	中長期	短期	中長期	短期	中長期
1	つかむ	総合的な窓口が必要 (福祉に限らず、ワンストップ的な)		住民からのニーズキャッチ アウトリーチによるニーズキャッチ		住民が地域の一員としての意識を高める 様々な情報を住民同士で共有	民生委員の情報収集の手伝い
2	伝える	わかりやすく情報を伝える		相談窓口としての情報発信をし、相談しやすい体制をつくる それぞれの立場、その違いを正しく伝える 情報を適材適所に提供する 意識啓発のための情報発信		広報紙等で情報をキャッチする 困っている人への情報の提供 正しい情報を知りたい人へ正しく提供	
3	交わる			赤ちゃんから高齢者までの交流 地域の中で交流の場作り		地域の行事への積極的な参加 近隣同士でのあいさつや声掛け 地域の茶の間、老人クラブ活動などに参加する	施設も地域住民と交流が必要
4	つながる	多機関と連携	縦割り行政の意識改革	行政や他機関との連携	空家利用を検討	必要な人への話し相手になる 声を掛け合う	
5	支える	運転免許返納時の支援 乗り合いバスの見直し(利用目的の拡大)	公共交通機関の充実	他機関と連携して地域のマンパワーの発掘 ボランティアの育成 通所介護の車両を利用して買い物支援		家族・近所のつながりを考える お互いに声かけや見守り 今できている助け合いを共有し、継続できるよう考える 住民の意識改革	誰もが地域の資源になる
6	護る		制度を使い易くする工夫	当事者理解をすすめる		災害時の役割分担 通学路等安全・防犯 声掛け	
7	募る			助成金の情報を提供 補助金の情報提供		助成などの情報をキャッチし活用 声を掛け合って誘い合う	
8	その他	地域の魅力の発信		行政への働きかけ		行政等への要望	

《朝日地区の課題分類》

《課題分類》

朝日地区

		行政で取り組んでほしいこと		社協で取り組むこと		住民ができること	
		短期	中長期	短期	中長期	短期	中長期
1	つかむ		(つきさら) 他分野事業の連携				
2	伝える	(子育て) 啓発不足 (みどりの家) 雇用に向けた理解促進 (検原) PR活動	(民児協) 役割周知(定期的) (つきさら) 住民への意識啓発 (みどりの家) 当事者の意識改革 (老ク) 周知のための情報発信 (身障) 会の周知、広報	(検原) PR活動	(検原) スタッフ育成 (老ク) 情報発信 (身障) 会の広報紙等での周知	(検原) PR活動	(つきさら) 住民の意識改革
3	交わる		(つきさら) 情報発信、課題解決 (老ク) 新規会員獲得 (身障) 福祉学習の推進	(民児協) 地域交流(場づくり)		(子育て) 親同士の場づくり (検原) 他行事への積極的な参加	(民児協) 住民同士の支え合い (ひまわり) 地域行事・交流の推進
4	つながる	(検原) 出前講座の提供	(子育て) 開設日の増 (つきさら) 各種団体との横のつながり	(検原) 講座、講師の提供	(つきさら) 横のつながり	(民児協) 顔の見える関係づくり(ネットワーク) (子育て) 親同士のつながり	(つきさら) 取組みの明確化 (老ク) 住民同士の関係づくり
5	支える		(みどりの家) 公共交通機関の拡充 (老ク) 移動手段確保 (身障) 移動手段の確保	(みどりの家) ほうろけの発掘・育成 (検原) 若い世代の参加を促す	(つきさら) ひと手間の助け合い	(検原) 若い世代の引き込み (ひまわり) 住民同士の声掛け	(民児協) 人材育成 (検原) スタッフ育成
6	護る						
7	募る		(老ク) 活動資金確保				(老ク) 活動資金確保
8	その他		(子育て) 公園不足、遊具不足 (ひまわり) 公共施設整備、解放 (身障) 公共施設の整備				

《山北地区の課題分類》

《課題分類》

山北地区

		行政で取り組んでほしいこと		社協で取り組むこと		住民ができること	
		短期	中長期	短期	中長期	短期	中長期
1	つかむ						
2	伝える	(訪看) 住民への啓発 (SS) 住民への啓発 (ぬくもり) 情報発信 (民協) 住民等への意識啓発		(CM) 住民等への啓発		(老ク) 情報の発信 (身障) 周知方法、情報提供 (おたすけ) 住民等への啓発	(老ク) 住民の意識改革
3	交わる						
4	つながる			(民協) 他事業との情報共有・連携			
5	支える		(訪看) 人材育成・確保 (訪看) 交通手段の構築 (SS) 交通手段の構築 (CM) 冬期間過ごせる環境の整備 (ぬくもり) 人材育成 (民協) 人材育成・人材確保 (おたすけ) 人材養成・確保	(CM) 手助け協力者の養成 (老ク) 活動時の移動手段	(懇談会①②) 近隣との協力体制		
6	護る						
7	募る						
8	その他						

☆住民懇談会

広大な面積を持つ本市では、旧市町村単位、5地区8カ所で住民懇談会を開催し、「地域で困っていること」「こうなれば良い、こうなってほしい」といった生の意見を聴かせていただき、現状の課題やそのためにできる役割などを計画に反映しました。

地区	団体名等	日時	会場	参加者
村上地区	老人クラブ 上片町仲よし会	7/26(木) 10:00~ 11:10	上片町地藏堂	20名
	松原町 あったかお茶の間	8/21(火) 10:00~ 11:15	松原町二丁目 「ふれあい会館」	40名
荒川地区	生きがい通所 「ふれあい広場」	7/31(火) 10:00~ 11:00	坂町ふれあい センター	40名
神林地区	上助渕集落	7/29(日) 19:00~ 20:30	上助渕 コミュニティセンター	49名
朝日地区	一人暮らし昼食会 たっしゃだ会	6/29(金) 12:30~ 13:30	ニューハートピア 新潟瀬波	61名
	互近所ささえ～る隊 (長津地区)	7/23(月) 19:00~ 20:30	長津体育館	30名
山北地区	湯ったり塾 (4コース)	7/23(月) 13:30~ 14:30	ゆり花会館	16名
	湯ったり塾 (3コース)	8/27(月) 13:30~ 14:30	ゆり花会館	18名

※湯ったり塾(山北地区の介護予防事業)

3コース…笹川、今川、寒川、越沢、寝屋

4コース…大沢、大毎、北中、北黒川、荒川、中津原

☆関係機関・団体へのヒアリング

「高齢」「障がい」「子ども」等、地域で福祉活動をされている関係機関・団体の方々から直接意見をお聴きし、各団体から見た福祉課題やその解決策について分析し、計画に反映しました。

実施団体数 59 団体

＜地域＞

- ・民生委員児童委員協議会（各地区）
- ・まちづくり協議会（各地区）
- ・「地域の茶の間・サロン」（八日市、金屋、殿岡、桧原）

＜高齢＞

- ・村上地域老人クラブ連合会及び各支部
- ・上海府デイサービスセンターゆきわり荘（村上地区）
- ・居宅介護支援事業所たかつぼ（荒川地区）
- ・デイサービスセンターかごやまの里（神林地区）
- ・ヘルパーステーションひまわり（朝日地区）
- ・特別養護老人ホームゆり花園 ショートステイ（山北地区）
- ・山北徳洲会病院 訪問看護（山北地区）

＜児童＞

- ・村上 ohana ネット（村上地区）
- ・あらかわ病児保育センター（荒川地区）
- ・あらかわ保育園（荒川地区）
- ・NPO 法人希楽々（神林地区）
- ・朝日子育て支援センター（朝日地区）
- ・NPO 法人おたすけさんぽく（山北地区）
- ・朝日中学校生徒会（朝日地区）

＜障がい＞

- ・村上市手をつなぐ育成会
- ・村上市身体障害者団体及び各支部
- ・地域生活支援センターはまなす（村上地区）
- ・就労継続支援事業所（A型）りんらん（村上地区）
- ・放課後デイサービスおひさま（村上地区）
- ・就労継続支援事業（B型）すずかけ（神林地区）
- ・障害者支援施設やまの里（神林地区）
- ・就労継続支援事業所（B型）みどりの家朝日（朝日地区）
- ・地域活動支援センターぬくもり工房（山北地区）

＜その他＞

- ・下越地域若者サポートステーション村上常設サテライト（村上地区）

- いわふね青年会議所
- 荒川商工会（荒川地区）
- かみはやし農業協同組合（神林地区）
- NPO 法人都岐沙羅パートナーズセンター（朝日地区）



☆社協介護事業所職員へのアンケート調査

社協で運営している介護事業所（居宅介護支援事業所5カ所、訪問介護事業所5カ所、訪問入浴事業所1カ所、通所介護事業所7カ所）の職員へのアンケート調査を行い、業務で感じていること、住民として感じていることなどを計画に反映しました。

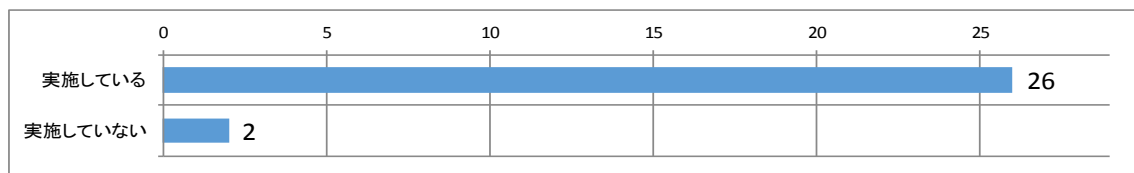
☆小中学校へのアンケート調査

村上市内の小中学校29校に向けて、「福祉教育」についてのアンケート調査を行いました。28校から回答をいただき、「福祉教育」に関する現在の取り組みと課題、社協との関わりについて、整理・分析を行い、計画に反映しました。

学校における福祉教育に関するアンケート結果

回収結果 (小学校20校/中学校8校)

1 福祉教育実施状況について



(その他意見)

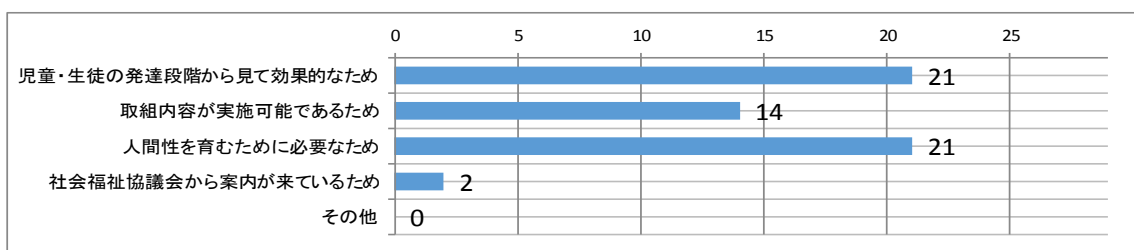
・福祉教育に特化しているのではなく、ボランティア教育の一部として福祉教育としての活動を位置づけている。たとえば、近くのデイサービスセンター慰問を年間2回実施(学年ごとに)している。

・総合学習の内容に福祉の内容は入っている。複式のため、昨年実施し本年度は実施なし。

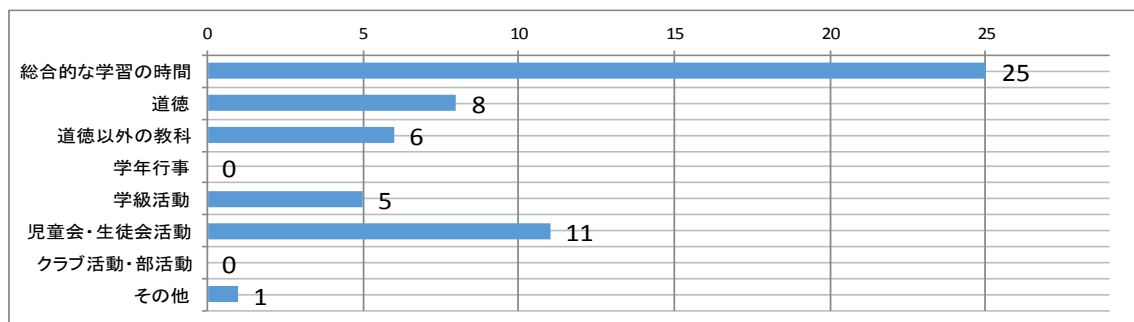
2 福祉教育を実施されていない理由について(複数回答可)

- 他の学校活動・行事に重点的に取り組んでいる・・・ 0
- 年間計画、カリキュラムに余裕がない・・・ 0
- 学校側に時間的余裕がない・・・ 1
- 予算上、福祉教育の経費を確保できない・・・ 0
- 福祉教育内容・プログラムがよく分からない・・・ 1
- その他・・・ 0

3 福祉教育に取り組まれている理由(複数回答可)



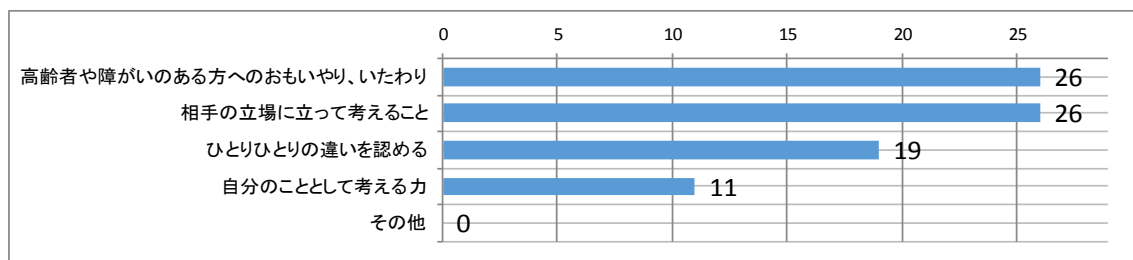
4 福祉教育の授業に取り組んだ時間について(複数回答可)



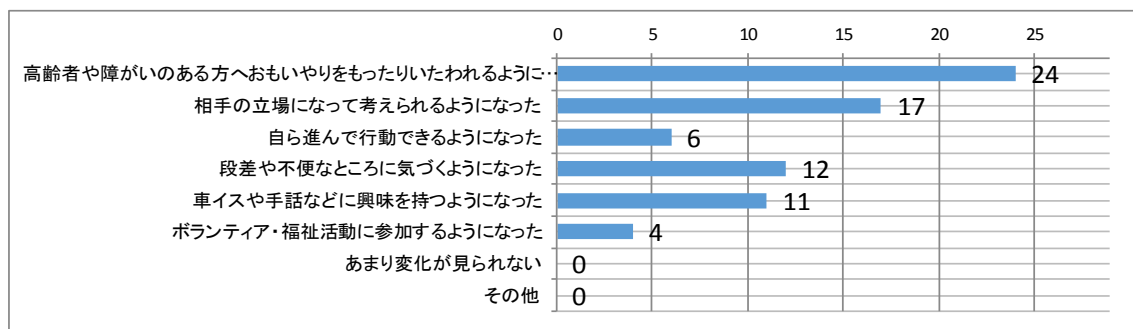
(その他意見)

・音楽、国語で歌とが合唱劇の練習

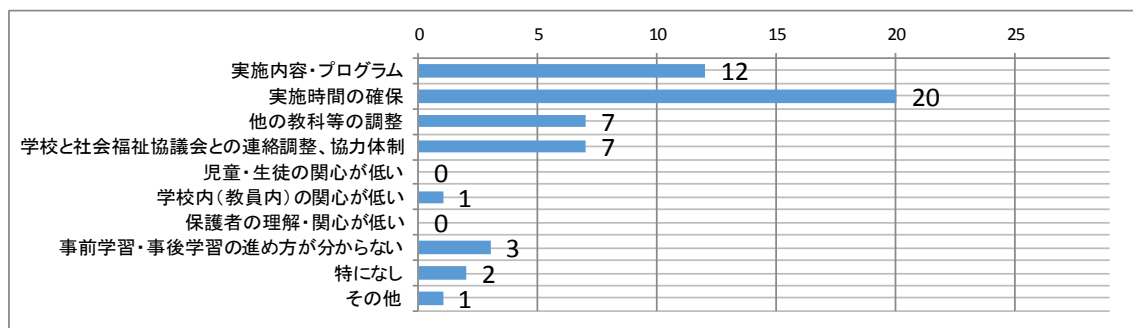
5 福祉教育を通じて学校側が考える児童・生徒に伝えたいこと、学んでほしいこと
(複数回答可)



6 福祉教育実施後の児童・生徒に見られた変化について (複数回答可)



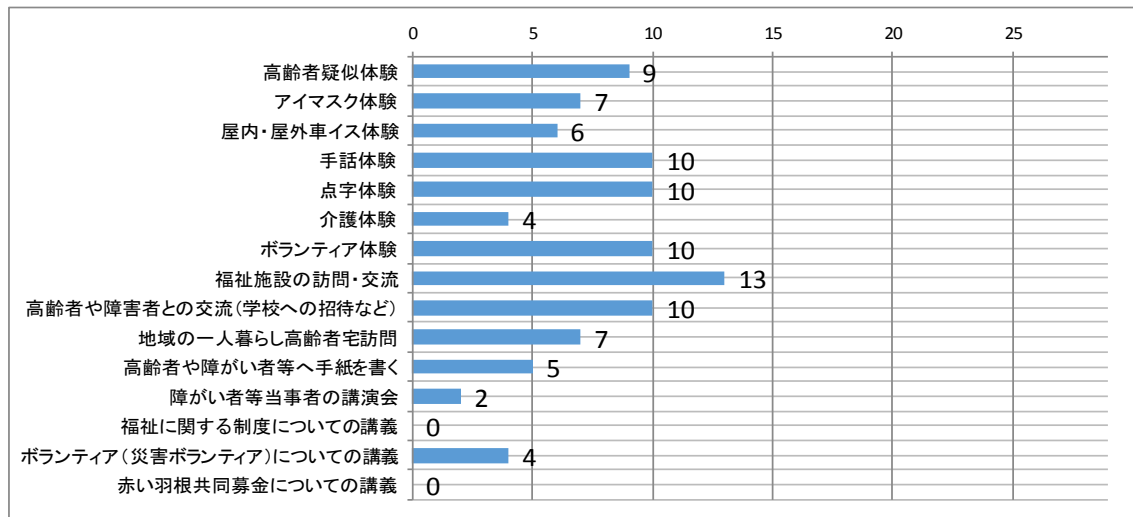
7 福祉教育を実施するにあたっての問題点や課題について (複数回答可)



(その他意見)

・仕方ないことだが、他の学習と関係調整をすると秋以降になってしまうが、感染症の時期(11~3月)があり、訪問等のタイミングが取りづらい。

8 今後取り組んでみたい福祉教育内容について (複数回答可)



9 その他、学校を取り巻く地域の課題や「こんな地域になったら良いな」といった希望や思いなど

- 新潟リハビリテーション大学での様々な体験が、学習の充実につながっているが、社協との連携が今一つである。
- 地区内に新潟リハビリテーション大学があり、小学校としっかり連携することができた。今後も活動を推進したい。
- 学校施設を地域の交流の場（子どもと地域）としたい。
- 働き方改革を踏まえ、福祉・教育を含め、地域と連携した活動をどのように進めていくかが今後の課題。
- 高齢者や身体の不自由な方々の立場になって、自分たちの生活を見直し、そのことを発信する、など学びを地域に活かす子供たちに育てほしい。
- 少子高齢化の進む村上市で、自分たちが何ができるか考えさせている。
- 様々な人がいて、それぞれが暮らしやすい地域になるように、物心両面から教育や支援活動を進めていただきたい。
- 生徒や担当職員が代わっても、持続可能なシステムをつくり、思いやりの心を育むことができると良い。
- 地域連携は盛んであるが、福祉という視点ではなく、キャリア教育、地域学習に力を入れている。今後、福祉教育も検討していきたい。
- 当校では、地域の高齢者とのふれあい活動を毎年実施している。このような活動を続けることで地域の方も児童も元気になれるよう願っている。
- 「いろんな人がいて当たり前」という考えの地域になればいいなと思っている。子どもたちにいろいろな人と関わらせ、そして上手に言葉でフォローして育てていきたい。

考察

- 市の小中学校の9割以上が福祉教育について取り組んでいるが、1割がカリキュラムの時間的制約のほか、取り組み内容についての知識が不足しているという実態がある。また、社協からの周知や打診が少ない、連携が不足しているという実態もある。
- 実施している学校では、「総合的な学習の時間」や「児童会・生徒会等」で取り組むところが多い。
- 実施している学校のねらいとしては、高齢者や障がいのある方への接し方や豊かな人間性を育むことを考え取り組んでおり、実際の効果も近いものが見られる。
- 今後、望む教育内容としては、高齢者や障がいのある方の疑似体験の他に、手話や点字などのきっかけづくり、施設等への慰問や交流といったことも多い。
- 時間的制約が課題とする学校も多く、子どもたちが慰問するだけでなく、施設側から学校へ慰問し交流を広げたり、地域の多世代交流の場を支援していくことも求められている。

① 作業部会

ニーズ把握調査について、聴き取りから意見の整理・分析を行い、現状を把握し、そこから見えてきた課題とそれに対する具体的な取り組み（地域で取り組めること、社協が取り組むこと、行政にしてもらいたいこと）を表し、目標設定を行いました。

その後、計画の素案を作成し、プロジェクトチームに提出し検討してもらいました。

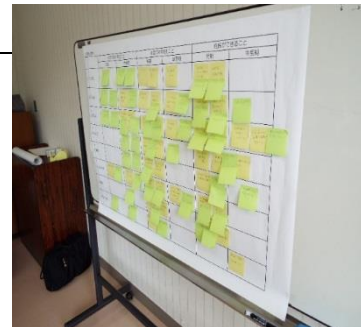
作業部会全体会議 2回

地区別チームリーダー会議 1回（地区別チーム会議は随時）

作業部会リーダー会議 7回

開催区分	開催日	曜日	主な検討内容
全体会議	平成30年 5月15日	火	<ul style="list-style-type: none"> 作業部会の役割意識の共有化 リーダー、サブリーダーの互選 地区別チームの編成 ヒアリング団体について ヒアリング方法について 住民懇談会について
リーダー会議	平成30年 6月1日	金	<ul style="list-style-type: none"> 住民懇談会、ヒアリング団体の選定について ヒアリング方法、ヒアリング後の課題整理等について 作業部会メンバーの増員について 学校アンケートについて
全体会議	平成30年 6月15日	金	<ul style="list-style-type: none"> 住民懇談会、ヒアリング団体について 学校アンケートについて 地区別チームで各自打合せ
地区別チーム 会議	随時	—	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年6月下旬から8月下旬にかけて団体へのヒアリング、住民懇談会を開催。 そのつど、地区別チームごとに会議を設ける。
リーダー会議	平成30年 8月3日	金	<ul style="list-style-type: none"> （青木アドバイザーに師事） ヒアリング後の意見分析、課題整理について
地区別チーム リーダー会議	平成30年 9月13日	木	<ul style="list-style-type: none"> 地区ごとでまとめた課題の集約作業 社協事業所職員からのヒアリング結果を反映 体系図（案）の作成
リーダー会議	平成30年 10月12日	金	<ul style="list-style-type: none"> （青木アドバイザーに師事） 既存の社協事業の評価 懇談会、ヒアリング団体からの意見を基に新規事業の検討
リーダー会議	平成30年 10月29日	月	<ul style="list-style-type: none"> 既存の社協事業の評価 新規事業の検討 目標ごとに振り分け

開催区分	開催日	曜日	主な検討内容
リーダー会議	平成 30 年 11 月 14 日	水	(青木アドバイザーに師事) ・計画の目次(案)から、計画素案づくり
リーダー会議	平成 30 年 12 月 11 日	火	(青木アドバイザーに師事) ・計画素案の校正
リーダー会議	平成 31 年 月 日		・計画素案の校正



② プロジェクトチーム

策定委員会の事務局。作業部会からの作業報告を受け、それを検討・提案を行い、策定委員会への諮問を行いました。

プロジェクトチーム検討会議 4回

(随時、作業部会からの進捗報告に対して意見・提案行う)

開催回数	開催日	曜日	主な検討内容
第1回	平成 30 年 4 月 10 日	火	<ul style="list-style-type: none"> 策定委員会の候補者検討 住民公募委員の選定方法について 第1回策定委員会の内容の検討 計画策定スケジュールについて 作業部会のメンバー選出について ヒアリング団体の候補検討および住民懇談会の規模・方法について
第2回	平成 30 年 9 月 21 日	金	<ul style="list-style-type: none"> 第2回策定委員会に提案する内容の検討 (ヒアリング結果の整理によるニーズの把握と計画の体系図(案)について)
第3回	平成 30 年 12 月 20 日	木	<ul style="list-style-type: none"> 第3回策定委員会に提案する内容の検討 (計画素案について)
第4回	平成 31 年 月 日		<ul style="list-style-type: none"> 第4回策定委員会に提案する内容の検討 (計画修正案について)



③ 策定委員会

開催回数	開催日	曜日	主な検討内容
第1回	平成30年 5月21日	月	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・策定委員の自己紹介 ・委員長・副委員長の選出 ・地域福祉活動計画策定の意義について 講師 新潟医療福祉大学 青木茂准教授 ・今後のスケジュールについて
第2回	平成30年 9月28日	金	<ul style="list-style-type: none"> ・住民懇談会および関係団体へのヒアリング結果について ・計画体系図（案）について ・計画の基本理念（案）について ・行政へのはたらきかけの方法について
第3回	平成31年 1月17日	木	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について ・基本理念について
第4回	平成31年		



④ パブリックコメント

(2) 村上市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	委員名	設置要綱による選出区分	所属
1	青 木 茂	地域福祉に識見を有する者	新潟医療福祉大学 准教授 (本計画策定アドバイザー)
2	◎ 東海林 則夫	社会福祉関係団体の代表者	社会福祉法人村上岩船福祉会 特別養護老人ホームゆり花園 施設長
3	内 山 秋 善	市民活動を行う団体の代表又は 関係者	神林地区区長会
4	小 嶋 秋 男	〃	村上市民生委員児童委員協議 会連合会 副会長
5	○ 貝 沼 昭 子	〃	村上地域老人クラブ連合会 副会長
6	貝 沼 吉 勝	〃	村上市身体障害者連合会 副会長
7	木ノ瀬 隆幸	保健、医療、教育関係団体の代表 者	中学校校長会 (朝日中学校長)
8	木 村 静 子	行政機関の職員	村上市福祉課 福祉政策室室長
9	荒 尾 和 志	その他会長が必要と認める者 (住民公募)	社会福祉法人のぞみの家福祉会

◎委員長 ○副委員長

地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人村上市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が地域福祉推進を目的に「村上市地域福祉活動計画」を策定するため、村上市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 計画策定にあたっては、村上市（以下「市」という。）が策定した社会福祉法第107条に規定する「村上市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）」との整合性を図り、連携して策定するよう努めるものとする。

(委員会の構成及び任期)

第2条 委員会は委員10名以内で組織し、次に掲げるもののうちから社協会長が委嘱する。

- (1) 地域福祉に識見を有する者
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 市民活動を行う団体の代表または関係者
- (4) 保健、医療、教育関係団体の代表者
- (5) 行政機関の職員
- (6) その他会長が必要と認める者

2 委員の任期は、村上市地域福祉活動計画策定事業の完了日までとする。ただし、事情により委員に交代が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、社協会長の諮問を受けて、「地域福祉活動計画」について、審議を行い、その結果を答申するものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によって選出する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数となったときは、議長が決する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉活動計画策定委員会の事務局である社協総務課に置き、業務は社協地域福祉課と協議して処理する。

(守秘義務)

第7条 委員会の関係者は、会議で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(費用弁償)

第8条 委員の費用弁償の支給については、社会福祉法人村上市社会福祉協議会「会長報酬および役員等の費用弁償に関する規程」第3条を適用する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協会長が定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。